

第7次西条市障がい者福祉計画

障害者基本法に基づく第5次障がい者基本計画
障害者総合支援法に基づく第7次障がい福祉計画
児童福祉法に基づく第3次障がい児福祉計画

(計画素案)

令和6年1月

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
第2章 障がい者福祉に関する現状.....	5
第3章 計画の推進に向けた課題	25
第4章 計画の基本的な考え方	27
第2編 障がい者基本計画	29
施策体系	30
第1章 啓発・広報の推進	31
第2章 保健・医療の充実	34
第3章 教育・育成の充実	37
第4章 雇用・就業の確保	39
第5章 生活支援サービスの充実.....	41
第6章 生活環境の整備・充実	45
第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	48
第8章 差別の解消、権利擁護の推進	50
第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	52
第1章 基本指針見直しのポイント.....	53
第2章 成果目標の設定.....	55
第3章 障害福祉サービス等の見込みと確保方策	60
第4章 障害児通所支援等の見込みと確保方策	71
第4編 計画推進に向けて.....	74
第1章 計画の推進体制.....	75
第2章 計画の点検及び評価.....	75
第5編 資料編.....	76

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

西条市（以下、「本市」）においては、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」を基本理念のもと、「第5次障がい者基本計画」（令和3年度～令和8年度）及び「第6次障がい福祉計画」「第2次障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を一体的に策定した「第6次西条市障がい者福祉計画」に沿って、障がいの有無にかかわらず全ての住民がいきいきと暮らすことができるノーマライゼーションの考え方のもとまちづくりを進めてきました。

一方で、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このたび、「第6次障がい福祉計画」「第2次障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として「第7次西条市障がい者福祉計画」を策定しました。

障がい者基本計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がい者のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

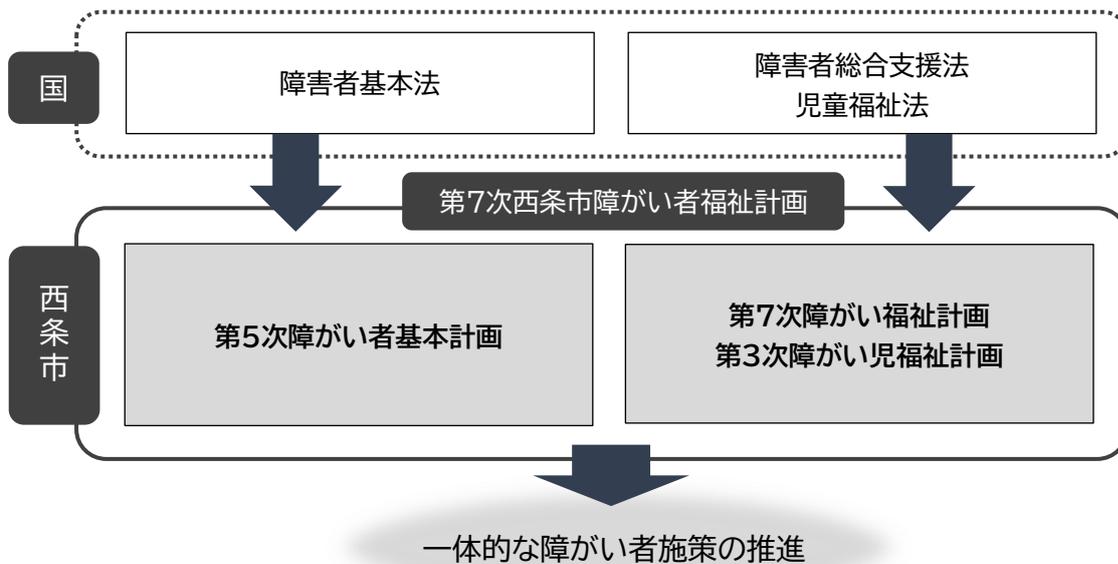
<策定する事項>

- 令和8年度における成果目標
- 障がい者（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策

2. 計画の位置づけ

「第5次障がい者基本計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第7次障がい福祉計画」「第3次障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。



3. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」[令和5年度～令和9年度]や県の「愛媛県障がい者計画（第6次）」[令和6年度～令和11年度]、「第7期愛媛県障がい福祉計画及び第3期愛媛県障がい児福祉計画」[令和6年度～令和8年度]、また、本市における上位計画である「第2期西条市総合計画」[平成27年度～令和6年度]との整合を図りつつ、「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。

4. 計画の期間

「第5次障がい者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画となっています。

「第7次障がい福祉計画」「第3次障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となっています。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	【本計画】第5次障がい者基本計画						次期計画		
障がい 福祉計画	第6次計画		【本計画】第7次計画			次期計画			
障がい児 福祉計画	第2次計画		【本計画】第3次計画			次期計画			

5. 計画の対象者

本計画の対象は、すべての市民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関等とします。
また、障がい者について、「障害者基本法」第二条において次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

障害者基本法第二条 より

第2章 障がい者福祉に関する現状

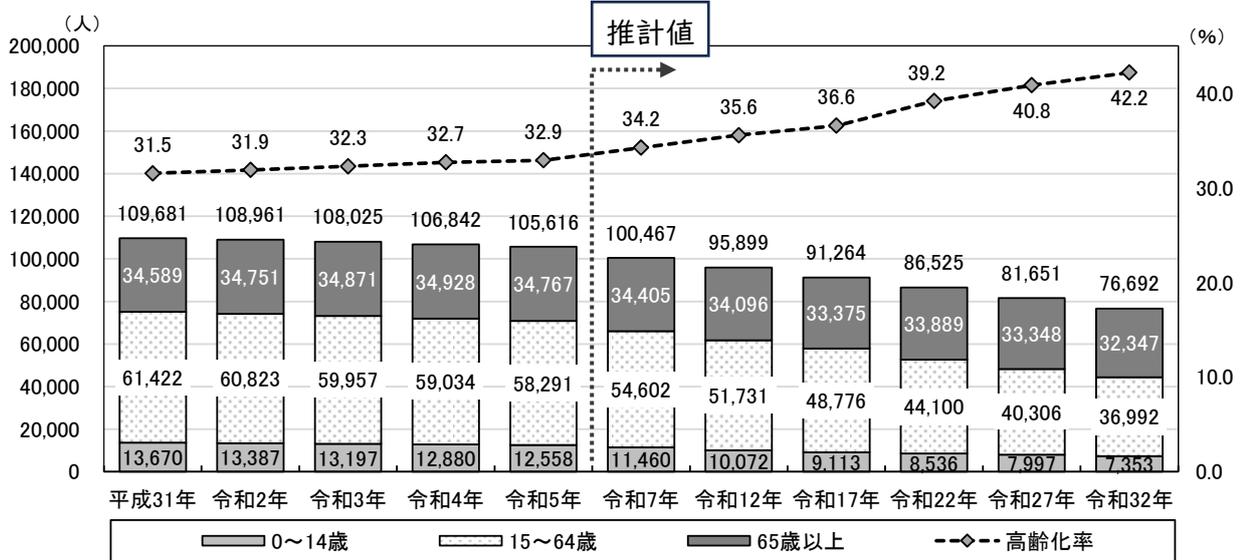
1. 統計からみる本市の現状

(1) 人口・世帯の状況

総人口は減少傾向となっており、令和5年には平成31年から4,065人減少の105,616人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少が続いており、65歳以上人口は増加が続いていましたが、令和5年は減少に転じています。最新の令和32年までの推計によると、総人口は約29,000人減少し、特に15～64歳人口が大きく減少し、高齢化率が42%を超える見込みです。

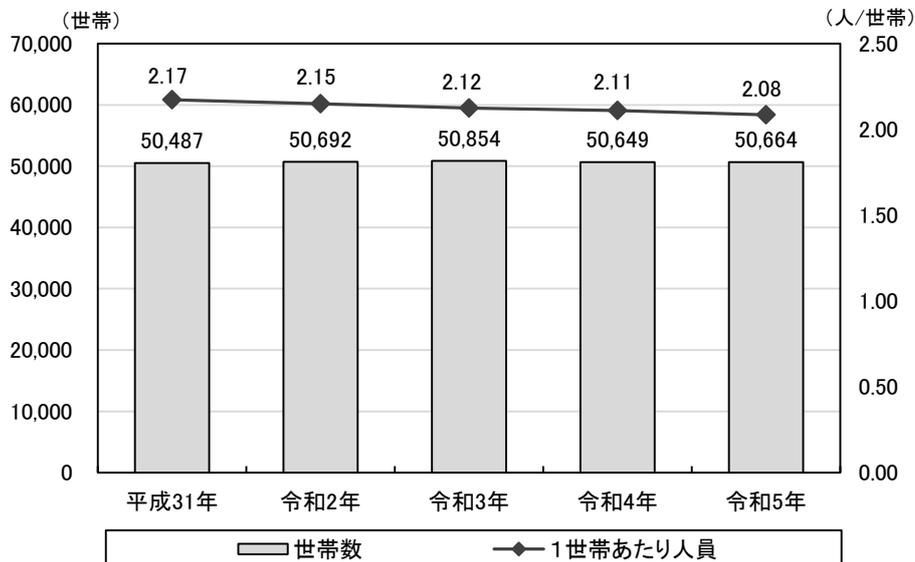
世帯数についてみると、令和3年までは微増で推移していましたが、令和4年以降は微減に転じており、令和5年は50,664世帯となっています。1世帯あたりの人員数は減少が続いており、令和5年は2.08人となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移及び推計



資料：～令和5年：住民基本台帳（各年1月1日）／令和7年～：社人研推計（令和5年公表）

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 障がい者の状況

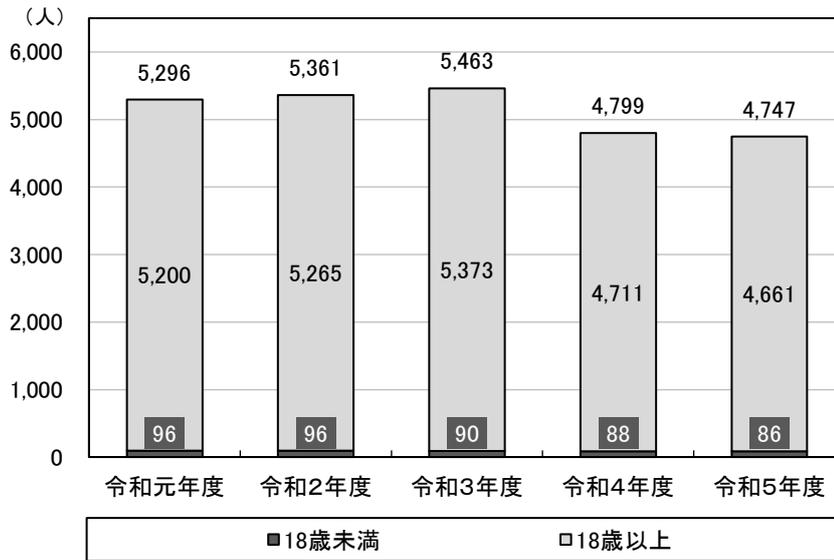
① 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少に転じ、令和5年度では4,747人となっています。

年齢別にみると、18歳未満は90人前後で推移していますが、18歳以上は令和3年度以降減少に転じており、令和5年度は4,661人となっています。

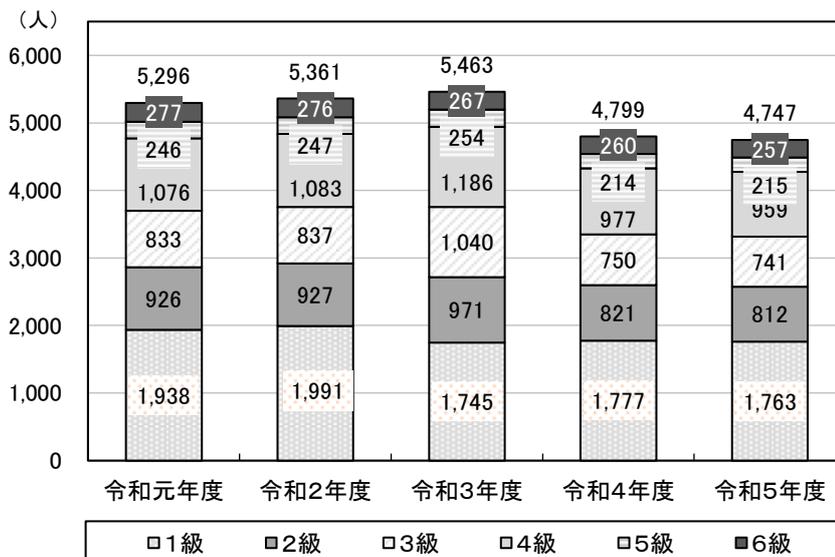
また、等級別にみると、最も所持者数が多い等級は1級で4割程度を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

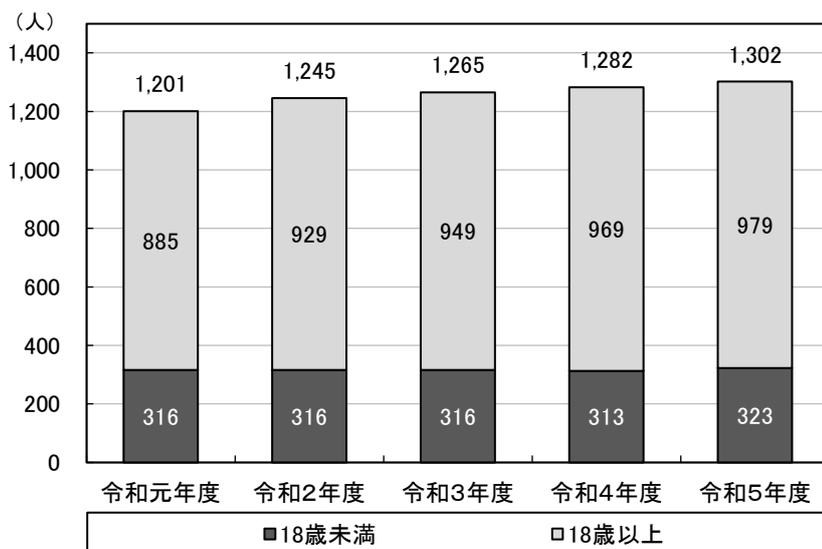
② 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、増加傾向にあり、令和5年度は1,302人となっており、令和元年度より101人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18歳以上は増加傾向となっています。

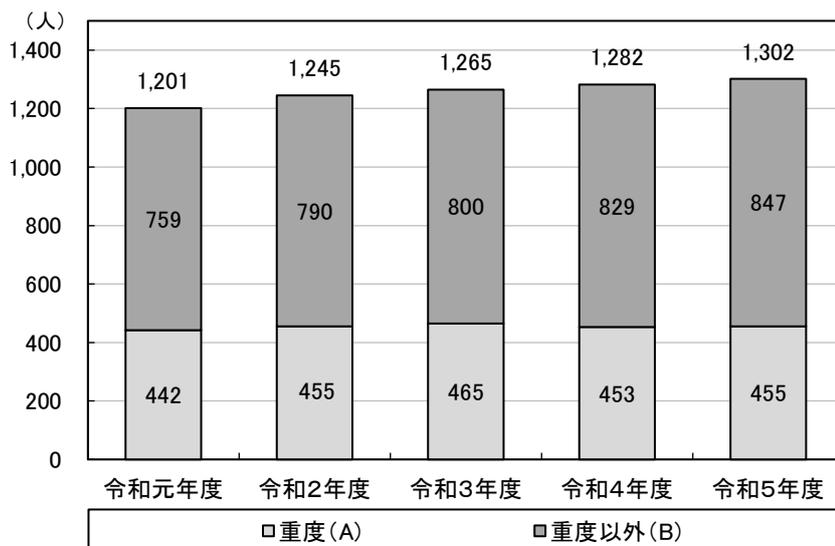
また、程度別にみると、重度(A)は年度によって微増微減を繰り返していますが、重度以外(B)は令和5年度に847人となっており、令和元年度と比べて88人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：西条市(各年度3月末、令和5年度のみ7月末)

■療育手帳所持者数の推移(程度別)



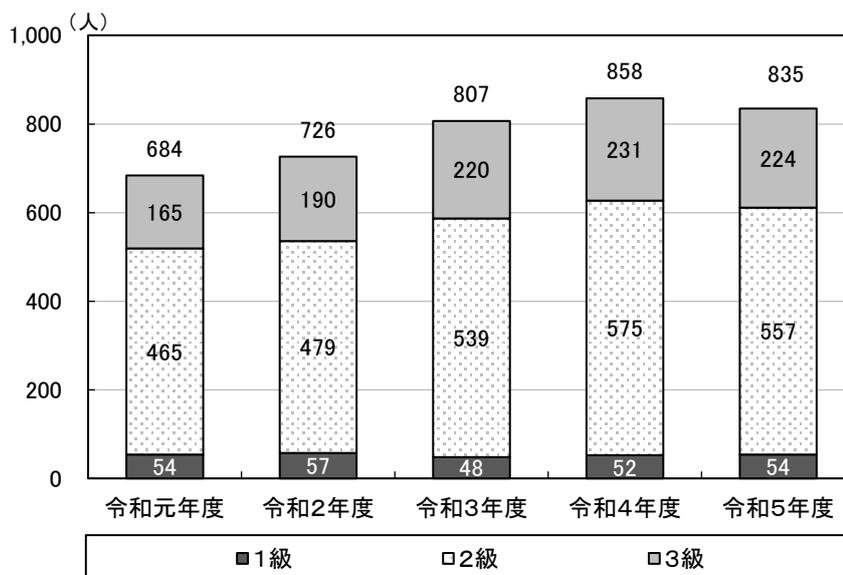
資料：西条市(各年度3月末、令和5年度のみ7月末)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加し令和5年度では835人と、令和元年度と比べて151人増加しています。

等級別にみると、最も所持者数が多い等級は2級で7割程度を占めています。1級は横ばいで推移していますが、2級、3級はいずれも増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

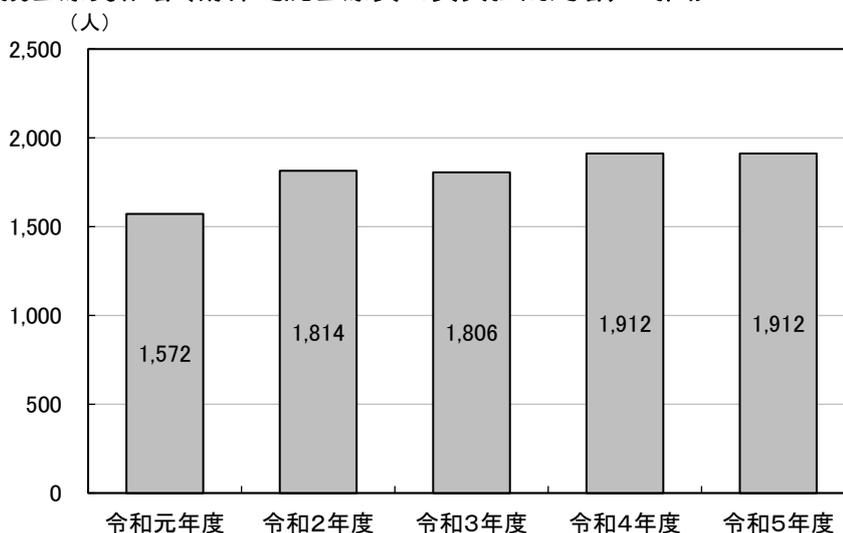


資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

④ 自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）の状況

自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）は、年々増加傾向にあり、令和5年度は1,912人と、令和元年度と比べて340人増加しています。

■自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）の推移

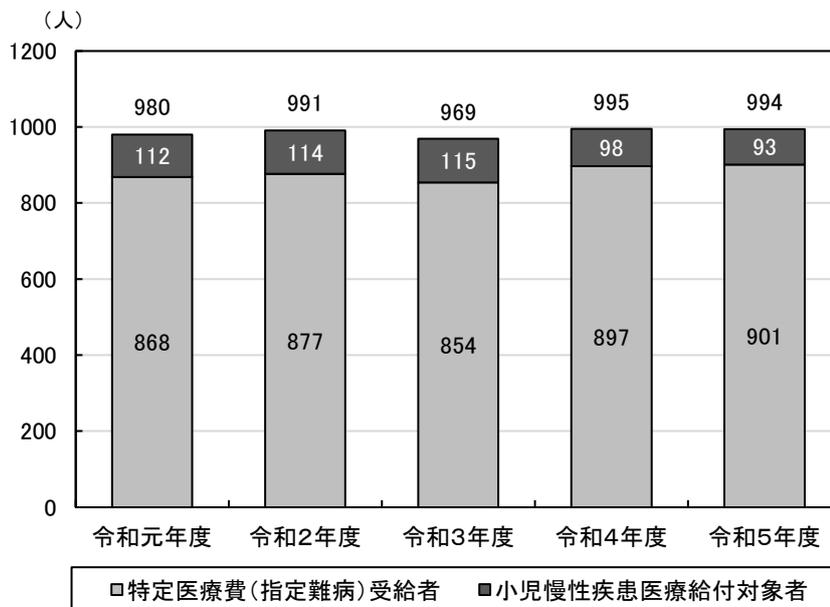


資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

⑤ 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者および小児慢性疾患医療給付対象者は、微増微減を繰り返しており、令和5年度は特定医療費（指定難病）受給者が901人、小児慢性疾患医療給付対象者は93人となっています。

■ 難病患者の推移



資料:西条保健所健康増進課

⑥ 障がい児の状況

小学校の特別支援学級数および特別支援学級児童数は、微増・微減を繰り返しており、令和5年度は特別支援学級数が87学級、特別支援学級児童数は335人となっています。また、全校児童数に対する特別支援学級児童数の割合（構成比）は増加が続いており、令和5年度は6.4%となっています。

中学校の特別支援学級数は減少傾向にあり、令和5年度は29学級となっています。一方で、特別支援学級生徒数と全校生徒数に対する割合（構成比）は増加傾向にあり、令和5年度は134人、5.0%となっています。

特別支援学校への在籍児童・生徒数の推移は、小学部、中学部は増加傾向にありますが、高等部は減少傾向にあります。

■小学校の特別支援学級数および特別支援学級児童数の推移

単位：学級、人、%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級数	86	87	84	88	87
全校児童数	5,675	5,621	5,430	5,317	5,207
特別支援学級児童数	315	313	324	334	335
特別支援学級児童数（構成比）	5.6	5.6	6.0	6.3	6.4

資料：西条市教育委員会（各年度4月1日）

■中学校の特別支援学級数および特別支援学級生徒数の推移

単位：学級、人、%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級数	34	33	33	29	29
全校生徒数	2,654	2,653	2,758	2,745	2,697
特別支援学級生徒数	111	131	135	137	134
特別支援学級生徒数（構成比）	4.2	4.9	4.9	5.0	5.0

資料：西条市教育委員会（各年度4月1日）

■特別支援学校への在籍児童・生徒数の推移

単位：人	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	44	51	53	63	68
中学部	30	33	30	41	42
高等部	62	56	51	51	54
合計	136	140	134	155	164

資料：愛媛県教育委員会（各年度4月1日）

2. アンケート調査からみえる障がい者のニーズ

(1) 調査概要

調査目的 : 市内在住の障がいのある人から、日ごろの生活状況や障害福祉サービスなどに関するご意見をおうかがいし、計画づくりに反映するために実施しました。

調査の対象 : 本市にお住まいで障がいのある人から 1,000 人を任意抽出

調査時期 : 令和5年7月 19 日(水)~8月4日(金)

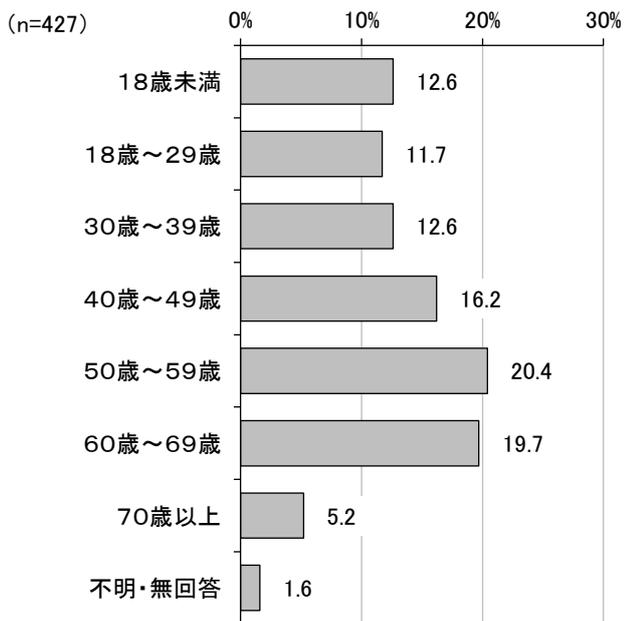
調査方法 : 選択または記述式の調査票を郵送により配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
当事者対象	1,000 件	427 件	42.7%

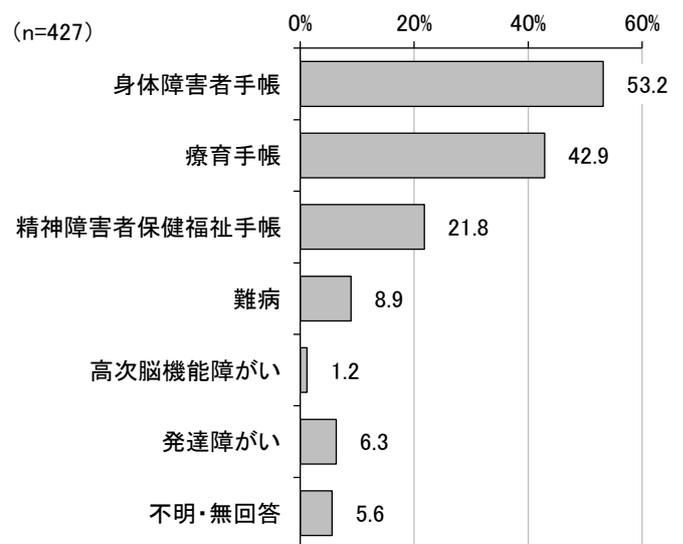
(2) 調査結果の概要

① 回答者について

[年齢]



[障がいの状況]



② 現在の生活について

○日中の過ごし方については、「家庭内で過ごしている」が最も高く、次いで、「障がい者施設・事業所・作業所に通っている」、「仕事をしている」の順で割合が高い。

○障がいの種別にみると、【身体】や【精神】では、「仕事をしている」の割合が他よりもやや高く、【療育】では、「障がい者施設・事業所・作業所に通っている」の割合が高い。

[あなたは日中をどのように過ごしていますか(複数回答)]

単位：%		仕事をしている	障がい者施設・事業所・作業所に通っている	障がい者通所サービス事業所に通っている	幼稚園・認定こども園・保育所・学校に通っている	病院などのデイケアに通っている	同じ障がいのある人同士の活動・集まりに通っている	家事・育児・介護をしている	家庭内で過ごしている	入院している	その他	不明・無回答
全体(n=427)		26.2	30.7	7.3	9.8	4.9	4.2	6.1	34.4	2.8	9.1	1.9
障がい種別	身体障害者手帳(n=227)	25.1	26.4	7.9	5.7	5.3	3.5	5.7	36.6	4.4	13.2	1.8
	療育手帳(n=183)	18.6	41.5	13.1	19.7	3.3	3.8	2.7	24.0	2.7	6.6	1.6
	精神障害者保健福祉手帳(n=93)	28.0	37.6	0.0	1.1	11.8	6.5	11.8	40.9	2.2	8.6	2.2
	難病(n=38)	15.8	28.9	13.2	10.5	10.5	7.9	2.6	36.8	5.3	13.2	0.0
	高次脳機能障がい(n=5)	0.0	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0
	発達障がい(n=27)	11.1	33.3	25.9	25.9	0.0	3.7	3.7	40.7	7.4	3.7	0.0

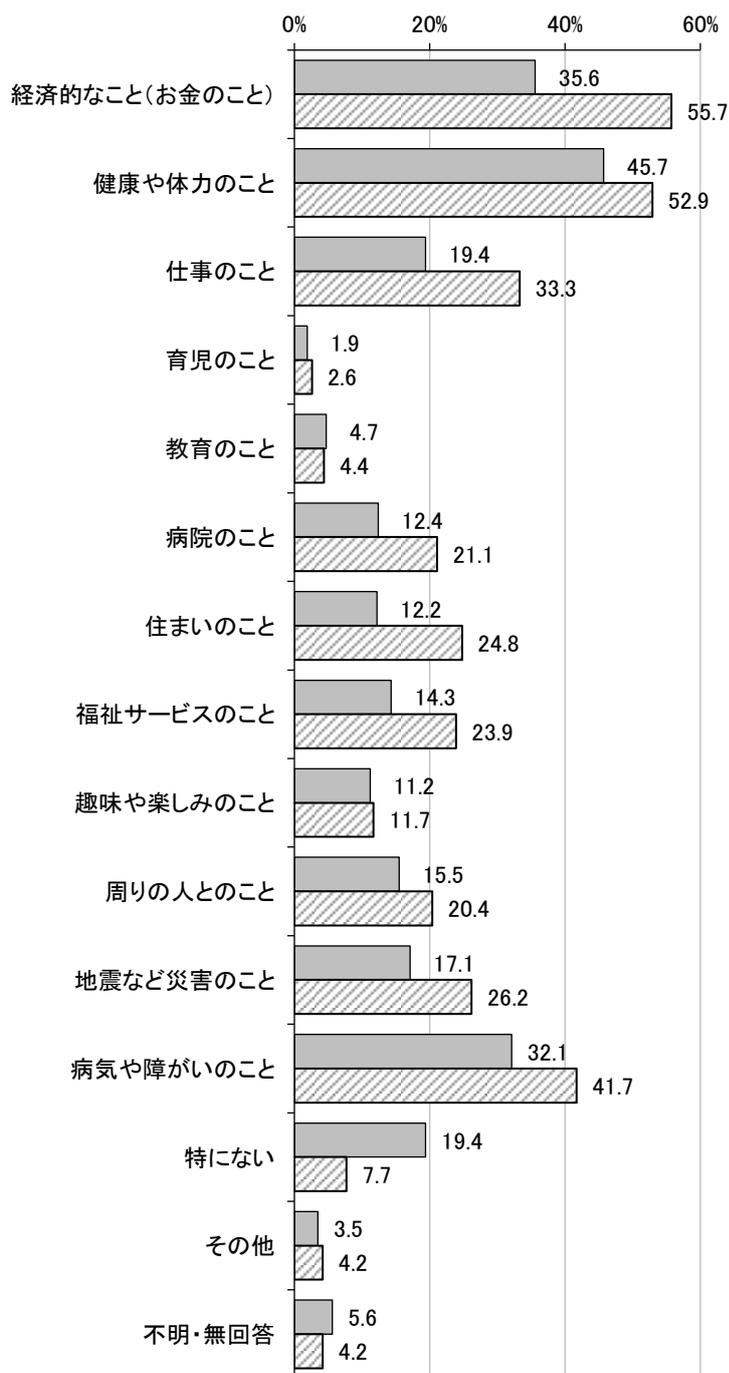
③ 現在の生活で困っていること、将来不安なことについて

○現在の生活で困っていることでは、「健康や体力のこと」が最も高く、次いで「経済的なこと(お金のこと)」、「病気や障がいのこと」の順で割合が高い。

○将来不安なことについてみると、「経済的なこと(お金のこと)」が最も高く、次いで「健康や体力のこと」、「病気や障がいのこと」の順で割合が高い。

○いずれも上位項目は共通する結果となっている。

[現在の生活で困っていること、将来不安なこと(複数回答)]



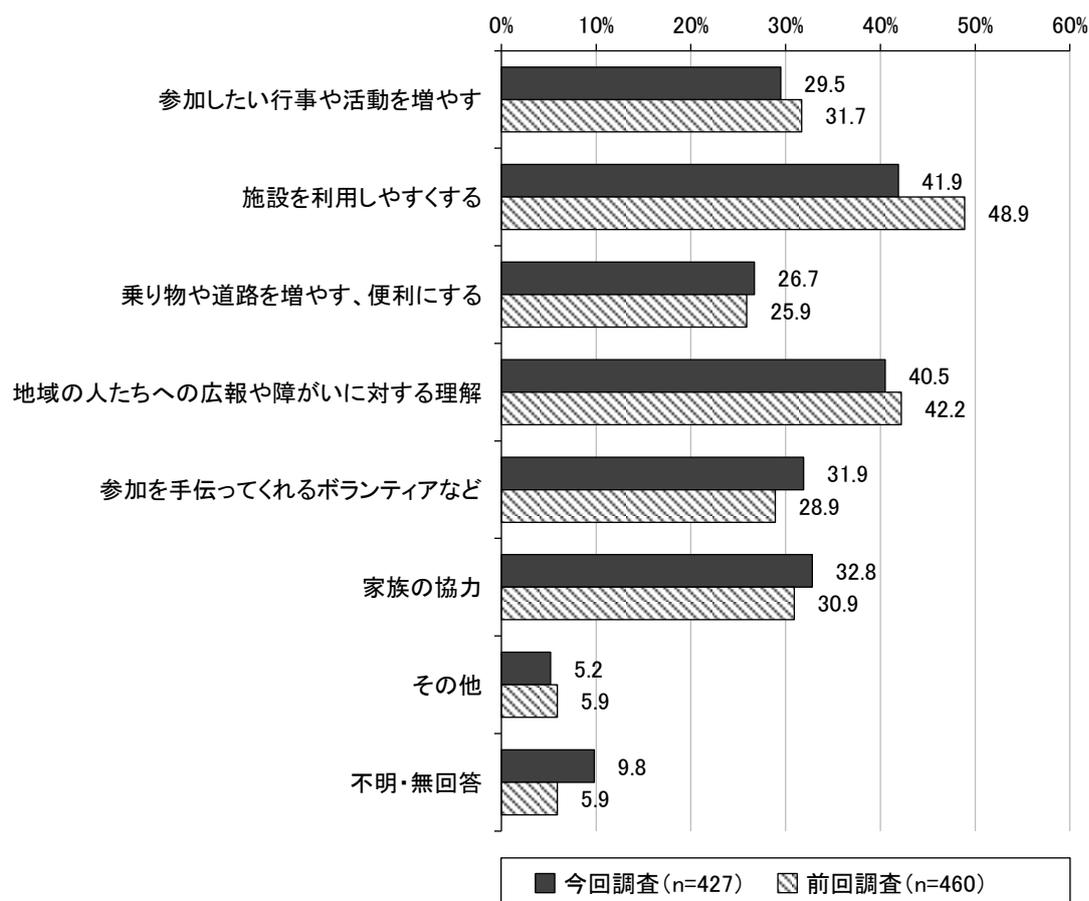
□現在困っていること(n=427) □将来の不安(n=427)

④ 障がいのある人の社会参加に必要な支援について

○障がいのある人が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なことでは、「施設を利用しやすくする」が最も高く、次いで「地域の人たちへの広報や障がいに対する理解」、「家族の協力」の順で割合が高い。

○障がいのある人の社会参加の促進には、施設の整備等のハード面、地域の人々の理解のソフト面、いずれも重要となっている。

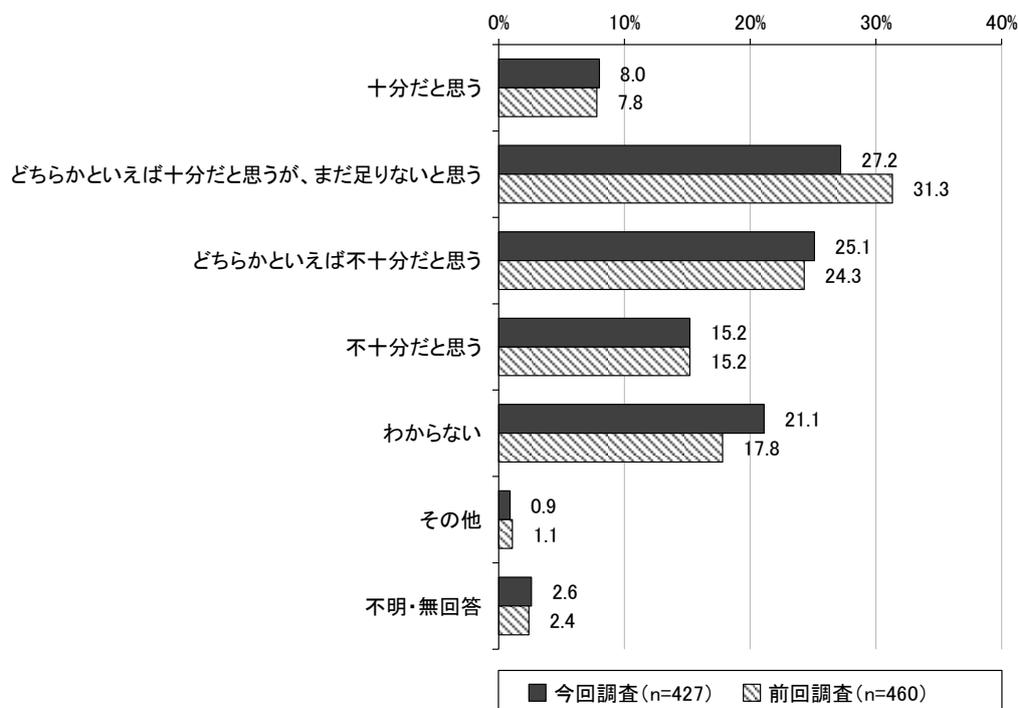
[障がいのある人が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なこと(複数回答)]



⑤ 差別の解消や権利擁護について

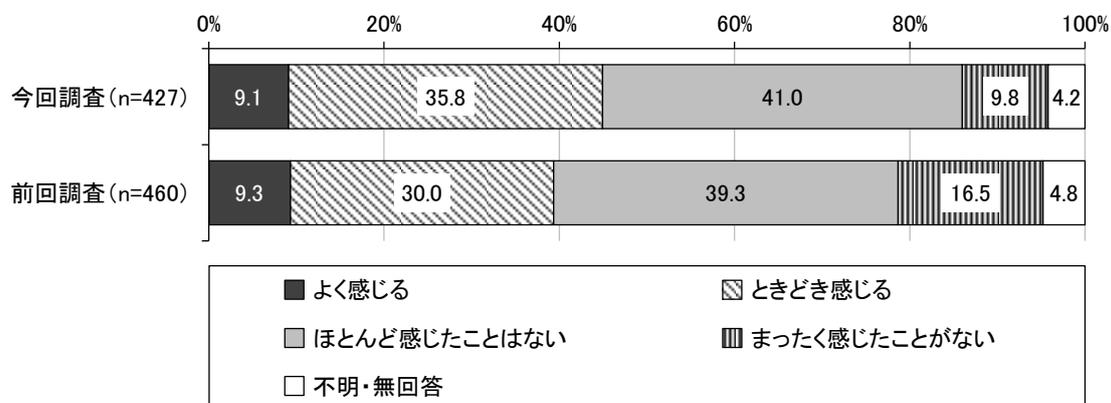
- 日ごろの生活での障がいのある人への気配りについてみると、「どちらかといえば十分だと思うが、まだ足りないと思う」が最も高く、次いで「どちらかといえば不十分だと思う」となっている。
- 前回調査との比較では大きな差はみられないが、約4割の方が「不十分」だと感じている。

[日ごろの生活のなかで障がいのある人への気配りについて(単数回答)]



- 生活のなかで差別を受けている、避けられていると感じるときがあるかでは、「ほとんど感じたことはない」が最も高く、次いで「ときどき感じる」となっている。
- 前回調査との比較では、「ときどき感じる」が高くなっており、「まったく感じたことがない」が低くなっている。

[生活のなかで差別を受けている、避けられていると感じるときがあるか(単数回答)]



⑥ 働く場合の配慮について

- 働く場合どのような配慮を希望するかについてみると、「障がいに合わせて働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が最も高く、次いで「働ける職場が増えること」となっている。
- 障がい種別にみると、すべての種別で「障がいに合わせて働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が最も高くなっている。
- 柔軟な働き方ができる就労環境や多様な雇用の機会が求められている。

[働く場合、どのような配慮を希望するか（複数回答）]

単位：%		あ 事 に つ い て 相 談 す る 場 所 が	働 け る 職 場 が 増 え る こ と	で 職 場 の 情 報 を 多 く 知 る こ と が	長 く 働 く こ と が で き る こ と	仕 事 の や り 方 を き ち ん と 教 え	休 憩 、 休 暇 な ど の 配 慮 （ 内 容 の 配 慮 ）	障 が い に 合 わ せ た 働 き 方 が で き る こ と	通 勤 や 移 動 に 対 し て 、 支 援 が あ る こ と	賃 金 が 充 実 し て い る こ と	特 に な い	今 後 、 働 く 予 定 は な い	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=427)		23.0	24.6	6.3	23.0	19.9	40.7	16.4	19.7	4.9	13.1	10.5	2.3	9.8	
障 が い 種 別	身体障害者手帳 (n=227)	18.9	21.1	7.9	18.9	12.3	36.6	14.5	17.2	4.8	15.4	14.1	2.6	12.3	
	療育手帳 (n=183)	21.9	22.4	6.0	21.9	23.0	40.4	18.0	15.8	3.8	12.6	13.1	3.8	9.8	
	精神障害者保健福祉手帳 (n=93)	28.0	22.6	10.8	21.5	24.7	47.3	14.0	24.7	6.5	8.6	5.4	4.3	10.8	
	難病 (n=38)	26.3	26.3	13.2	7.9	15.8	39.5	23.7	26.3	5.3	13.2	5.3	2.6	10.5	
	高次脳機能障がい (n=5)	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	100.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	
発達障がい (n=27)		18.5	25.9	3.7	33.3	22.2	33.3	25.9	22.2	0.0	11.1	7.4	3.7	14.8	

⑦ 障がい児支援について

○障がいのある子どものために特に重要だと思うものについてみると、「保護者が介護・支援できないときの一時的な見守りや介助」が最も高く、次いで「地域における療育、リハビリテーション体制」、「安心して遊べる機会や場の確保」の順で割合が高い。

○約半数の保護者が、一時的な見守りや介助への必要性を感じている。

[障がいのある子どものために、特に重要だと思うものについて(複数回答)]

単位:%		乳幼児健診の充実	見・発育・発達上の課題の早期発見・診断	相談対応の充実	家庭訪問による相談・指導	地域における療育、リハビリテーション体制	通園施設の設備・教育内容等の充実	保育所や幼稚園での受入れ体制	小・中学校、高校での教育機会	特別支援学校の設備・教育内容等の充実
全体(n=54)		0.0	16.7	16.7	0.0	38.9	14.8	5.6	16.7	18.5
障がい種別	身体障害者手帳(n=19)	0.0	15.8	15.8	0.0	26.3	21.1	5.3	15.8	21.1
	療育手帳(n=45)	0.0	15.6	17.8	0.0	42.2	15.6	6.7	13.3	17.8
	精神障害者保健福祉手帳(n=2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病(n=7)	0.0	14.3	14.3	0.0	28.6	14.3	28.6	14.3	14.3
	発達障がい(n=10)	0.0	10.0	20.0	0.0	30.0	10.0	10.0	20.0	20.0
単位:%		付添い・通園時の介助	放課後の居場所づくりや休日等の児童クラブや休場の確保	安心して遊べる機会や場の確保	地域社会と関わる機会	見守りや介助の機会	保護者が介助・一時的な支援など	その他	わからない	不明・無回答
全体(n=54)		11.1	14.8	22.2	14.8	50.0	3.7	5.6	5.6	
障がい種別	身体障害者手帳(n=19)	21.1	21.1	21.1	15.8	47.4	0.0	5.3	10.5	
	療育手帳(n=45)	8.9	11.1	24.4	13.3	55.6	4.4	4.4	6.7	
	精神障害者保健福祉手帳(n=2)	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	
	難病(n=7)	14.3	28.6	14.3	14.3	57.1	14.3	0.0	0.0	
	発達障がい(n=10)	10.0	20.0	30.0	10.0	50.0	0.0	0.0	10.0	

⑧ 福祉サービスの利用について

- 現在利用している福祉サービスについてみると、「いずれも利用していない」が最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」、「計画相談支援」の順で割合が高い。
- 今後利用したい福祉サービスについてみると、「利用したいサービスは特にない」が最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」、「就労継続支援（B型）」の順で割合が高い。
- 福祉サービスを利用するときに困ったことがあったかについてみると、「特に困ったことはない」が最も高く、次いで「これまで福祉サービスを利用したことがない」、「どんなサービスがあるのか知らない」の順で割合が高い。
- 適切な福祉サービスの利用促進には、福祉サービスや事業所の選択に関する情報提供が重要。

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位）】（複数回答）

現在利用しているサービス		割合 (%)	今後利用を希望するサービス		割合 (%)
1	いずれも利用していない	29.7	1	利用したいサービスは特にない	27.4
2	就労継続支援（B型）	16.6	2	居宅介護（ホームヘルプ）	13.3
3	計画相談支援	13.3	3	就労継続支援（B型）	13.1
4	居宅介護（ホームヘルプ）	12.6	4	短期入所（ショートステイ）	12.6
5	生活介護	10.3	5	施設入所支援	11.7

【福祉サービスを利用するときに困ったこと（上位5位）】（複数回答）

福祉サービスを利用するときに困ったこと		割合 (%)
1	特に困ったことはない	23.9
2	これまで福祉サービスを利用したことがない	18.0
3	どんなサービスがあるのか知らない	15.0
4	どのサービス事業所がよいのかわからない	14.5
5	わからない	13.1

3. 団体・事業所ヒアリング調査からみえる障がい者のニーズ

(1) 調査概要

調査目的 : 障がい福祉分野で活動している団体やサービス提供事業所に対して、障がい者に関する取り組みなどについて意見をお伺いし、計画策定に役立てるためのアンケートを実施しました。

調査時期 : 令和5年7月14日(金)~7月28日(金)

調査方法 : 郵送・メールによる配布・回収

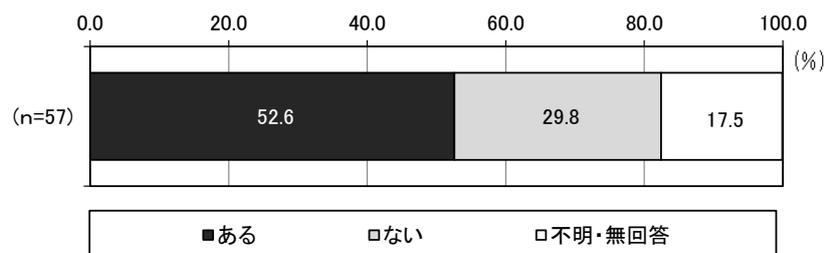
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
事業所アンケート調査	66 件	57 件	86.4%
団体アンケート調査	11 件	10 件	90.9%

(2) 事業所調査結果の概要

① サービスの受入れについて

- 利用者からの依頼に対して受入れ(サービス提供)できなかったことがあるかについてみると、約半数の事業所で「ある」と回答している。
- 受入れできなかったサービスでは、「放課後等デイサービス」「就労継続支援 B 型」「共同生活援助」で多くなっている。

【利用者からの依頼に対して受入れ(サービス提供)できなかったことがあるか】(単数回答)



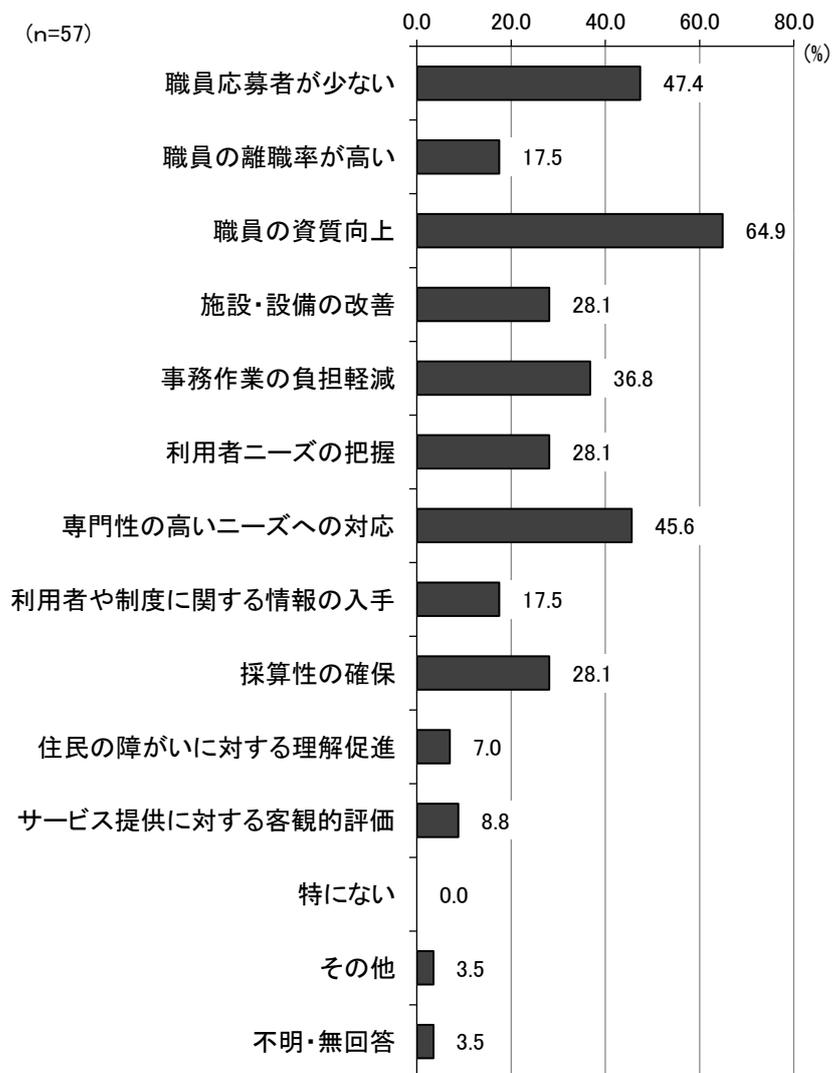
【受入れできなかったサービス(上位5位)】(複数回答)

受入れできなかったサービス		件数
1	放課後等デイサービス	8
2	就労継続支援 B 型	6
	共同生活援助	
5	居宅介護	4
	短期入所	

② サービスの質の向上に向けた課題について

- 提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「職員の資質向上」が最も高く、次いで「職員応募者が少ない」「専門性の高いニーズへの対応」となっている。
- 約半数近くの事業所で、人材の確保や育成についての課題を感じている。

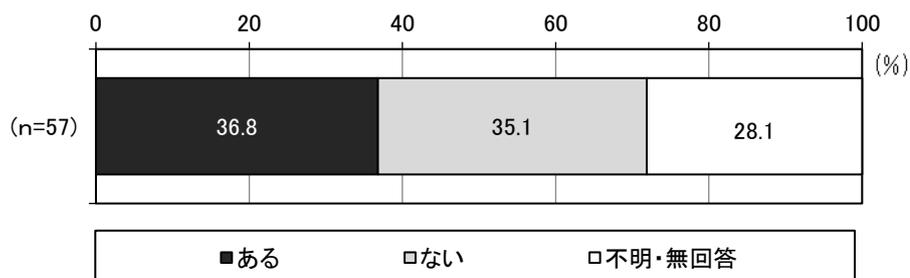
【提供するサービスの質の向上に向けた課題】（複数回答）



③ 合理的配慮の提供について

- 利用者から合理的配慮の申し出があり、利用者等と協議しながら合理的配慮を提供した事例の有無をみると、約 3.5 割の事業所で「ある」と回答している。
- 合理的配慮の提供が義務化されるにあたり、事業所における課題では、「人員や時間の確保」が最も多く、次いで「従業員の障がいに対する理解」、「設備の改修」となっている。

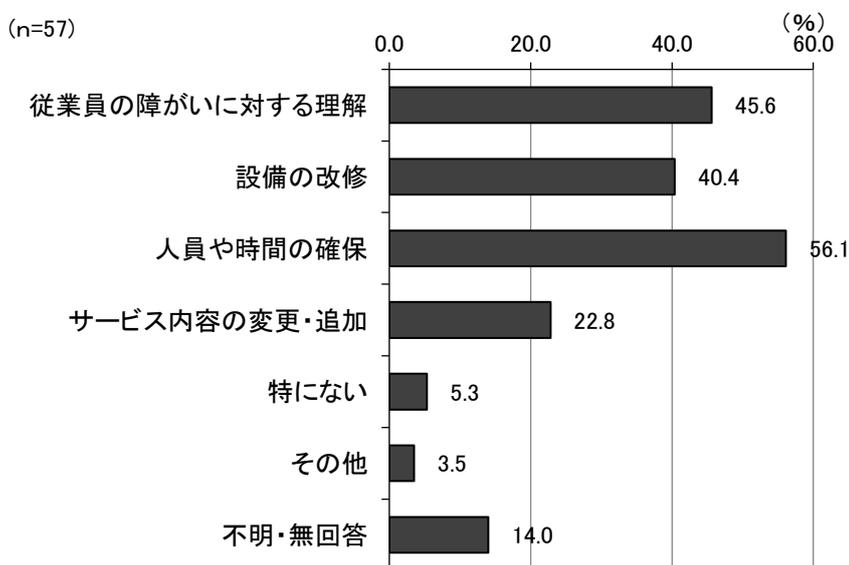
【合理的配慮を提供した事例の有無】(単数回答)



【合理的配慮を提供した場面】

・「サービス利用時」19 件、「問い合わせ時」4 件、「契約時」4 件、「申請時」1 件

【合理的配慮の提供の義務化による事業所の課題】(複数回答)



(3) 団体調査結果の概要

① 活動の充実にに向けた課題について

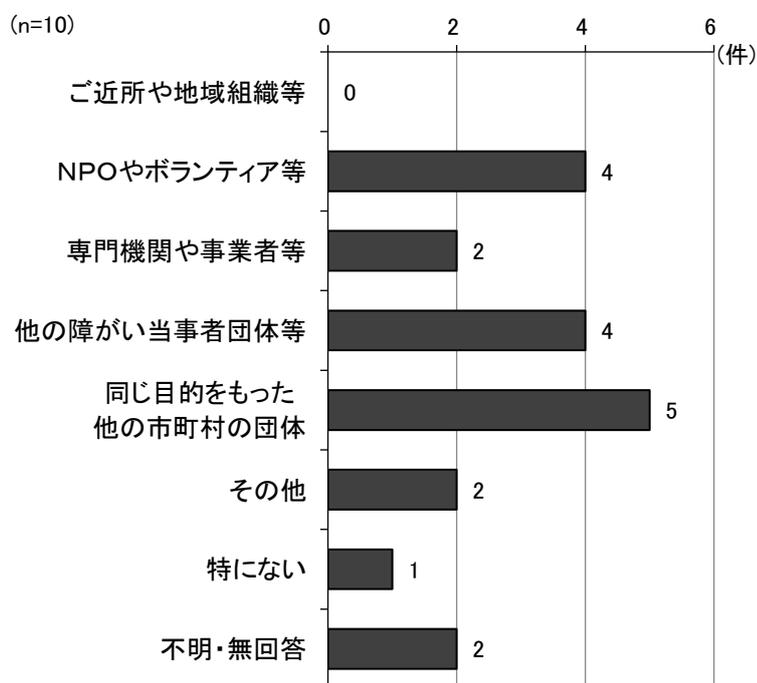
○現在の活動の充実を図るための課題をみると、「役員のなり手が少ない」が最も多く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」となっている。

【活動の充実を図るための課題（上位5位抜粋）】（複数回答）

福祉サービスを利用するときに困ったこと（n=10）		件数
1	役員のなり手が少ない	8件
2	新規メンバーの加入が少ない	6件
3	メンバーに世代などの偏りがある	5件
4	活動がマンネリ化している	3件
	他の団体と交流する機会が乏しい	

② 連携・協力体制について

○連携・協力している機関や団体をみると、「同じ目的をもった他の市町村の団体」が最も多く、次いで「NPOやボランティア等」となっている。



③ 障がい福祉に関する市の課題について

【①発達支援、保育、教育(学校生活など)について】

回答内容
インクルーシブ教育について、特別支援学校に集めるのではなく、地域の学校で障がいの有無に関わらず、共に同じ学校で学ぶ事とするように。
一人一人に合わせた必要な支援をできるよう、引き継ぎをしっかりとできるようにしてほしい。
特別児童扶養手当の所得制限が低いため手当を受け取る必要がある者に手当が届いていない。 療育手帳支援サービスの拡充(交通料金割引額の増額)
発達障がいを持つ子どもの増加を感じているが、保育園や学校の先生も対応に苦慮されているように見受けられる。
個人情報保護の観点から困難なことかもしれないが、それぞれのステージでの療育内容や成果を次のステージに引き継いでいくことが必要(より効果的な支援を継続するため)。

【②障がい者の就労や社会参加について】

回答内容
障がい者の働く所は沢山出来たが、就労継続支援B型等では工賃収入があまりにも安い。
福祉就労(作業所)で合理的配慮がされていない。個別に合わせた支援をしてほしい。
障がい者がスポーツや趣味等、自分の楽しみを見つける機会が増えれば良いと思う。
子どもの時から規則正しい生活やあいさつや交通ルール等の基本的な生活ルールを身につけておくことが重要。

【③障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について】

回答内容
障害者権利条約や障害者差別解消法について、機会ある毎に何回も周知、啓発をする。
障がい者に関わるすべての人たちの特性理解が進んでほしい。
障がい者に対する教育。あなたは恥ずかしい存在ではないという事を理解してもらい、能力の低い部分を公開出来る人を増やす。
障がい者自らが積極的に社会参加し、障がい者のありのままの姿を見てもらうことが早道である。

【④障がい者の地域生活や地域の支え合いについて】

回答内容
地域で暮らす障がい者が今後増えてくると思うが、支え合う人材の確保が困難なように思う。市の包括支援センターを中心に支援の充実に努めてほしい。
災害時の避難対応。
自閉症、知的障がいの人がしっかりしたサポートの元、安心して生活出来るグループホームが必要。サポートする人を育て、業務に見合った収入が得られる予算措置が必要。
親なき後が気になる。親がいなくなった後の子供の人生がどうなるのか見えると安心につながるかと思う。 災害時の避難所での生活(集団生活)は難しいと思う。どうするか家族でも話す必要があると思う。
一番の心配は災害時の支援活動であり、緊急を要する場合には市の情報を自治会等に開示することも必要ではないか。ただし前もって本人の了解を文書でとっておくことが必要と考える。

【⑤相談支援について】

回答内容
相談支援については事業者も増えている。少なくとも年1回のモニタリングは全障がい者に出来ているのか。
障がい者の問題行動等に対しての相談支援ができる機関(医療も含めて)を知りたい。
相談員は法律等にあることしか言わないが、もっと踏み込んで本音で相談にあたる必要があるのではないか。

第3章 計画の推進に向けた課題

1. きめ細かい障がい福祉サービス等の提供

- アンケート調査では、地域で生活するときのような支援があればよいと思うかでは、「金銭的な支援」最も高く、次いで「生活の手助けが受けられる」、「必要な福祉サービスが受けられる」となっています。
- ヒアリングでは、障害福祉サービスに関する制度の周知と本人だけでなく家族の理解も十分に得ることが重要との意見がありました。

➡障がいのある人が地域で安心して生活を続けられるよう、障がいのある人のニーズを踏まえ、市内事業所の状況や不足分等を把握しながら、事業所やサービスを確保していく必要があります。

- 事業所調査では、約半数の事業所で「利用者からの依頼に対して受入れ（サービス提供）できなかったことがある」と回答しており、提供するサービスの質の向上に向けた課題では「職員の資質向上」が最も高く、次いで「職員応募者が少ない」「専門性の高いニーズへの対応」となっています。
- ヒアリングでは、専門性ある職員の確保に向けて、処遇改善や個人の負担軽減のための取り組みが必要である、との意見がありました。

➡障害福祉サービスを安定して提供するために、福祉人材の確保・定着が求められています。また、障がいの重度化、多様化に対応できるよう、県や近隣市町とも連携し、専門知識やスキル向上に向けた取り組みへの支援が求められます。

2. 相談支援や情報提供の充実

- アンケート調査では、悩みや困ったことを相談する人（場所）では、「家族・親せき」が最も高く、次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」、「病院」となっています。
- また、将来不安なことでは、「経済的なこと（お金のこと）」が最も高く、次いで「健康や体力のこと」、「病気や障がいのこと」となっています。

➡障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が暮らしの中で抱える様々な悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる相談支援が重要な役割を果たします。そのため、本市における相談員の資質向上に努めるとともに、障害福祉サービスの事業所や教育機関、また地域の民生委員等とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図る必要があります。

- アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先では、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が最も高く、次いで「広報」、「インターネット（スマートフォン含む）」となっています。

➡わかりやすい表現など理解しやすい配慮を行うとともに、知りたい情報が障がい者や支援者に届くよう、障がいの特性に応じた多様な手法による情報発信や広報紙・窓口等での情報提供体制の充実が重要です。

3. 多様な社会参加の機会拡充

- アンケート調査では、仕事をしている人の割合は26.2%となっています。
- また、働く場合に必要な配慮では、「障がいに合わせて働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が最も高く、次いで「働ける職場が増えること」となっており、柔軟な働き方ができる就労環境や多様な雇用の機会が求められています。
- ヒアリングでは、障がいの程度ごとに働ける場所を確保し、就労の機会を増やすことが必要である、との意見がありました。

➡障がいのある人の就労については、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進していく必要があります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等の強化が求められます。
また、福祉的就労等、障がいのある人の特性や希望に合わせた多様な働き方への支援も必要です。

- アンケート調査では、障がいのある人が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なことでは、「施設を利用しやすくする」が最も高く、次いで「地域の人たちへの広報や障がいに対する理解」となっています。
- ヒアリングでは、地域活動支援センター等があれば、レクリエーション活動等の余暇活動の充実にもつながる、との意見がありました。

➡一人ひとりが自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた様々な活動の機会を増やすことで、生きがいづくりにつながるよう、社会参加の場の提供や支援の充実が必要です。

4. 障がいのある子どもや保護者への支援の充実

- アンケート調査では、障がいのある子どものために特に重要と思うものでは、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が最も高く、次いで「地域における療育、リハビリテーション体制」、「安心して遊べる機会や場の確保」となっています。

➡身近な地域での障害児通所支援等の福祉サービスの提供など、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援を推進するとともに、就学後も適切な支援を継続できる体制の充実を図る必要があります。

- ヒアリングでは、障がいのある子の兄弟や家族を支えていくような仕組みづくりが必要、との意見がありました。

➡ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による保護者支援等、子ども・保護者や支援者が安心できる支援の充実が重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第7次西条市障がい者福祉計画では、住民と行政が共にまちづくりを推進していくための基本理念を、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」とします。

この基本理念は、第2期西条市総合計画（平成27年度～令和6年度）における

- ① 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにすること
 - ② ノーマライゼーションの理念に関する啓発・広報の充実など障がい者に対する市民の理解と認識を深める取組を推進すること
 - ③ 障がい者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を支援していくこと
 - ④ 障がい者の社会参加の機会の増大に努めること
 - ⑤ 障がいの早期発見や早期療育に努めること
- に基づくものです。

この基本理念に基づき、だれもが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる西条を目指します。

だれもが
健やかに生き生きと暮らせる、
自立と共生のまち
西条

※ノーマライゼーション：障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

2. 基本方針

方針1 啓発・広報

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる地域共生社会の実現を目指します。障がいへの正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や交流を推進します。

方針2 保健・医療

障がいや疾病の予防や重症化の防止を図る施策や障がい者でも安心して受けることができる医療体制の整備、難病患者や精神障がい者への支援等を行います。

方針3 教育・育成

健診等を通じた障がい等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

方針4 雇用・就業

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障がい特性や個性を踏まえた、障がい者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

方針5 生活支援

障がい者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

方針6 生活環境の整備・充実

地域で安全に安心して暮らしていくために、支えあいのネットワークづくりを図り、バリアフリーなどに配慮した環境整備に努めます。

方針7 学習・スポーツ、まちづくり活動

外出やコミュニケーションへの支援等を通じて、障がい者が多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりを目指します。

方針8 差別の解消 権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めるほか、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。

第2編

障がい者基本計画

施策体系

基本理念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

基本方針	施策展開
1. 啓発・広報の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 情報提供の充実 (3) 交流機会の拡大 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域福祉の推進
2. 保健・医療の充実	(1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進 (2) 心と体の健康づくりの推進 (3) 適切な保健・療育体制の充実
3. 教育・育成の充実	(1) 特別支援教育の推進 (2) 保育・教育環境の充実
4. 雇用・就業の確保	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
5. 生活支援サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅生活への支援の充実 (3) 日中活動への支援の充実 (4) 居住の場への支援の充実
6. 生活環境の整備・充実	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 円滑なコミュニケーションの支援 (3) 生活安全対策の推進
7. 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	(1) 学習・スポーツ活動への参加の促進 (2) 団体活動とまちづくり活動の推進
8. 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進

第1章 啓発・広報の推進

1. 啓発活動の推進

現状・課題

- 障がい者が安心して暮らせる地域づくりには、障がいや障がい者に対する理解の促進が不可欠です。そのために、市内小学校から障がい者福祉やボランティアに関する標語を募集し、優秀作品に対する表彰、横断幕の掲示を行うことで市民啓発を推進しています。
- 市内障がい者団体に委託している事業の一環で市内の美化活動として障害者支援施設等での清掃等に障がい者が積極的に参加するなど、地元自治会や老人クラブ等との交流による障がい者福祉の輪が市民に広がっています。
- 各障害者福祉施設、地域活動支援センター及び障がい者団体によるセミナーの開催や地域の文化祭等の行事参加等、障がい者福祉の啓発に努めています。
- 愛媛県と連携し、障がい者が緊急時に提示して必要な支援内容等を伝える「ヘルプカード」や、日常において鞆等に着用して周囲の人に配慮を求める「ヘルプマーク」を導入しており、必要な人への配布を行っています。今後は、市民のヘルプカードやヘルプマークの認知がさらに進むよう、周知啓発が重要です。

施策展開の方向

- 市民との交流や各種団体との連携等、あらゆる機会を通して啓発活動に努め、障がいや障がい者に対する理解を一層深めます。
- 今後も市民に向けて、ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発を行います。

2. 情報提供の充実

現状・課題

- 令和4年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても、生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、各種福祉サービスや生活に関わる情報について、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報保障を推進するための環境整備が求められます。
- 市では、広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアの活用はもとより、事業者・団体等の定期刊行物による普及啓発活動を実施しています。また、視覚障がい者への対応として、関係団体の協力を得て、広報紙の点訳・朗読を行っています。
西条市社会福祉協議会では、「社協だより」を発行し、各行事や社協事業等の報告・紹介・説明等を掲載し、社協活動に対する理解を得ると共に、種々の福祉サービスの情報提供を行っています

○市では、意思疎通支援事業として、聴覚等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に設置手話通訳者を配置し、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。年々、増加する意思疎通支援の需要と共に、意思疎通支援者の高齢化、人材不足、新たな意思疎通支援者の育成が課題となっています。

○障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた西条市障がい者福祉施設マップの作成・配布を毎年行っています。

施策展開の方向

○広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアを活用し、障がい者に対して必要な情報の提供に努めます。

○今後も聴覚障がいのある人のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、市窓口等で相談・手続きの際に必要な設置手話通訳者を配置します。

○今後も障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた、西条市障害者福祉施設マップの作成・配布を行います。

3. 交流機会の拡大

現状・課題

○小中学校の児童生徒が障がい者施設での奉仕活動や慰問活動を行っています。また、学校の文化祭において障がい者施設がバザーに参加するなど、積極的な交流を行っています。

○障がい者と市民の交流の場として、西条市障害者団体連合会による「障がい者福祉のつどい」、「ふれあいの運動会」、西条市社会福祉協議会による「福祉フェスティバル」等を開催しています。

施策展開の方向

○市内各小中学校における活動を通じて、人権意識の醸成や福祉教育の推進を目的とした交流事業を継続して実施します。

○障がい者と地域住民との交流の機会を通じて、生きがいのある生活を送れるよう、参加しやすい体制づくりに努めます。

4. 福祉教育の推進

現状・課題

○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶ学校づくりや、福祉の心を育てていくことが重要な課題といえます。

学校教育においては、「総合的な学習の時間」に福祉教育を位置づけ、地域にある障害者支援施設等との交流を積極的に推進しています。また、授業の中で手話や点訳等の体験学習を取り入れている学校もあります。

- 西条市社会福祉協議会では、市内小中高校を福祉協力校として指定し、児童生徒が福祉活動への理解と関心を深めるための取り組みをしています。
- 令和5年度から「西条市コミュニケーション出前講座」を実施し、手話をはじめとする聴覚障がい者に対する理解が進むよう努めています。令和5年12月末時点で、市内小中20校で実施し、合計831人が受講しています。

施策展開の方向

- 学校教育の場では各学校の主体性を尊重しつつ、子どもたちが相互に認めあえる仲間づくりを進め、障がいを理解できるよう、より充実した福祉教育の推進に取り組みます。
- 西条市社会福祉協議会において、福祉のまちづくりに向けた実践力、参画力を養う本格的な学習課外活動を行うとともに、車いすやアイマスク等、体験学習関連用具についても整備拡充を行います。
- 西条市コミュニケーション出前講座を活用し、手話や聴覚障がい者への理解が進むよう努めます。

5. 地域福祉の推進

現状・課題

- 障がい者が生き生きとした生活を送るためには、地域住民、自治会、民生委員、事業所、ボランティア、行政が一体となった地域福祉の推進が不可欠です。
- 市では、ボランティアの充実を図るため、市内のボランティア団体に対して活動助成を実施しています。また、必要な知識の習得、リーダーの養成等に必要な講座を開催しています。

施策展開の方向

- 西条市社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携しながら、これまで以上に幅広い活動と様々な個人・団体との連携・協働を推進します。

第2章 保健・医療の充実

1. 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

現状・課題

- 障がい者が身近な地域において、健やかで心豊かに暮らすためには、適切な保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けられるようにすることが重要です。
障がいの原因となる疾病や発症時期は様々であり、また障がいの種類、程度等についても個々に異なるため、障がい者が健康的な日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態に応じて必要な時に必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステムづくりが求められることから、各機関の専門部署を通じ、相互に連携しながら、対象者に必要な医療・サービスを提供しています。
- 精神通院医療、人工透析・心臓手術等の更生医療、身体障がい児の育成医療等の自立支援医療を実施しています。また、重度心身障がい者医療等による医療費助成を行っており、年度更新時を含め、年に2回広報で制度の周知を行い、必要な方が助成を受けられるように努めています。

施策展開の方向

- 地域にある様々な医療機関の連携を図るとともに、県や医師会等への働きかけによる広域連携の推進や専門医、かかりつけ医の確保に努めます。さらに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫した体制の整備に努めます。
- 自立支援医療費制度や重度心身障がい者医療費助成制度による医療費支援により、引き続き障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

2. 心と体の健康づくりの推進

現状・課題

- 精神科医師との無料相談会を年間12回実施しています。また、市内の中学生3年生や産婦を対象にこころの健康に関するリーフレットを配布して、普及啓発の充実を図っています。
- 生活習慣病予防の重症化予防の取り組みとして、健診時の健康相談や定例健康栄養相談を実施したり、国民健康保険加入者の希望者を対象にした糖尿病重症化予防プログラムを実施しています。また、運動教室や栄養教室を実施し、健康に対する意識の高い人だけでなく、健康無関心層へのアプローチとして健幸アンバサダーによる声かけなどを実施しています。
- 心の不調の早期発見・早期相談につなげるための人材育成として、ゲートキーパー養成講座やいのちのワークショップを開催しています。令和4年度からは中学生を対象としたSOSの出し方に関する教育を開始しています。

施策展開の方向

- 精神障がい者の相談会（精神保健事業、家族会）等を活用して、障がい者の健康づくりに対するきめ細かな支援に努めます。
- 健診や健康教育等の一次予防と生活習慣病の重症化予防の取り組みを進めます。
- 不安、ストレス等のメンタルヘルス対策を推進するとともに、心の不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。また、精神疾患に関する相談内容が複雑化している現状から支援者間の連携強化に努めます。

3. 適切な保健・療育体制の充実

現状・課題

- 令和2年10月から子育て世代包括支援センターを設置し、安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育て期において切れ目ない支援を行っており、乳幼児期における発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見、保護者への育児支援を目的とした乳幼児健診・相談等を実施しています。
- 保健センターでは医師による発達相談や心理相談員による子育て相談等の機会を通じて、助言や指導を実施しています。障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、医療機関や保育所等といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より身近で相談しやすい窓口やきっかけづくりが必要です。
- 発達に不安のある未就学児については、市が運営しているかがやき園において、一人ひとりにあった個別指導計画のもと、発達年齢や特性に応じた療育訓練やリハビリ訓練等を行っており、団体活動や日常生活動作等を学んでいます。
- 障がい児の在宅支援については、行政、相談支援事業所、関係機関が連携を図りながら、個別に必要な支援を実施しています。
また、未就学の障がい児に対する個別・集団による指導訓練等の療育支援を行う児童発達支援、発達段階に応じて生活能力向上のための訓練等を行う保育所等訪問指導の実施や、就学児童に対する放課後等デイサービス等、適切な支援を実施しています。

施策展開の方向

- 妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査、家庭訪問、健康教育・相談等の母子保健事業を充実させ、関係機関と連携を取りながら妊娠・出産・子育て期における包括的な切れ目ない支援を行うよう努めます。
- 発達の遅れや障がい等の心配がある子どもについては、専門療育機関での適切な訓練・療育、相談につながるよう、専門的な療育・医療機関と連携し、指導や助言等のサポートを継続しながら、早期発見、早期介入に努めます。

- 児童発達支援かがやき園においては、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供し、支援体制の強化を図ります。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、適切な訪問診療や看護・リハビリ、福祉サービスが受けられるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備に取り組みます。
- 障がい児についての情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援することで、在宅支援の充実に努めます。
- 医療的ケア児支援の協議の場において、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育・教育等の各関連分野の支援が連携して受けられるよう、関係機関と情報の共有や支援の在り方について協議し、必要な支援の充実に努めます。

第3章 教育・育成の充実

1. 特別支援教育の推進

現状・課題

- 児童生徒に対する共生社会への理解を育むため、インクルーシブ教育の視点から通常学級と特別支援学級の交流学习を展開しています。
また、福祉に対する認識を深めるため、社会福祉協議会等との連携し、総合的な学習の時間を活用した福祉教育の実践にも取り組んでいます。
- 特別支援学級の授業や野外活動等を通じて、児童生徒相互の交流や社会生活体験、生活自立、機能訓練等を行い、個別指導計画に基づく子ども一人一人の特性に応じた適切な教育指導・支援を実施しています。
- 就学前児童生徒に対する就学相談や指導において、専門の医師や特別支援学校の指導教員等の支援関係者で組織する教育支援委員会により、一人一人の個別状況に応じた丁寧な就学支援指導を行っています。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒が増加傾向にあり、今後も支援体制の強化が必要です。そのためには、子ども達の発達上の課題に対し、保護者との信頼関係の構築の下、専門的な対応や課題解決のためのアドバイスができる関係職員の育成が重要です。

施策展開の方向

- 障がいのある子どもの施策を検討する中で、インクルーシブの理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、重層的な支援につながるよう、ライフステージを通じた情報の共有化を図ります。
- 小中学校では、一人ひとりの教育的支援のニーズを踏まえた個別の指導計画の作成とそれを活用した指導・支援に努めます。さらに、特別支援学校と小中学校との連携した指導・支援、通級指導設置校と対象児童生徒の在籍校との連携した指導・支援に努めます。

2. 保育・教育環境の充実

現状・課題

○市内の保育所等において障がいや発達の遅れのある児童の受け入れを促進し、地域で育てる環境づくりに努めています。障がい特性も多様化し、個別の対応が不可欠になっていることから受け入れ体制の充実を図る必要があります。

保育所等に在籍していない未就学の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童等に対する療育の一環として、保育所及び認定こども園の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進や発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施しています。

昼間、就労等で保護者が自宅にいない家庭の児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する放課後児童クラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています。

○市内の保育所等において障がいや発達の遅れのある児童の受け入れを促進し、地域で育てる環境づくりに努めています。多様化する障がい特性への理解と専門的知識の向上、及び、医療的な配慮が必要な児童の受け入れに伴う保健・医療・福祉等の連携促進が必要です。

○特別支援教育のスーパーバイザーを招聘した実習形式による研修を実施し、教員等の能力向上に努めています。

また、関係機関の連携については、特に就学相談に向けた情報共有を積極的に行っています。教育支援委員会を中心に、個々の状況と将来の見通し等に基づく適切な就学支援を行っています。

施策展開の方向

○障がいのある子どもやその家族に対する専門的な療育や相談について、地域の中で連携して対応できるよう、受け入れ体制の整備・充実を図ります。

○障がい児に対して個別に配置した加配保育士等が個別指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。また、障がい児保育に対する専門的な知識の研修を実施し、保育士等の質の向上を図ります。

○教員や保育士、指導員等の人員の充実や研修等による教育・保育内容の充実を促進するとともに、保育所等と小中学校、市関係各課、ウイングサポートセンター、西条市青少年育成センター、西条市社会福祉協議会の連携を強化して、一貫した支援に努めます。

第4章 雇用・就業の確保

1. 一般就労の促進

現状・課題

- 就労を希望する障がい者と障がい者を求人・雇用している企業とのマッチングの場として、ハローワーク等の協力を得て西条市障がい者合同就職面接会を実施しています。平成30年度においては、合同就職面接会による就職割合は32.2%でありましたが、令和5年度においては23.8%と減少し、平成30年度決定者数の職場定着率は80%でした。令和元年度から3年度決定者の職場定着率は減少していましたが、令和4年度決定者については、定着率は100%となっております。
- 令和6年度から民間企業(従業員を43.5人以上雇用している事業主)における障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化していく必要があります。
- ハローワークをはじめとする関係機関と障がい者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援に加え、法定雇用率達成に向けた啓発を行っています。また、障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、障がい者就業・生活支援センター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「愛媛障害者職業センター」等が主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援等が行われています。
- 市内の就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所等と連携しながら、一般就労へ向けた知識、能力を向上させる支援や、一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応し、職場へ定着できるよう、必要な支援を行っています。
- 西条市役所における令和5年度の障がい者雇用率は、法定雇用率2.60%に対して、市長部局が2.24%、教育委員会2.98%と市長部局においては、法定雇用率を下回っており、法定雇用率の達成が課題です。

施策展開の方向

- 民間企業に対して、障がい者合同就職面接会等の機会を通じて、障がい者の雇用促進にかかる啓発活動を行います。また、法定雇用率の順守、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止など、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動を充実します。
- 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労支援を行うため、県やハローワーク等と連携して、関係機関によるネットワークを構築するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の機会の提供を図ります。
- 就労する障がい者からの相談、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援が実施できるよう、就労移行支援事業所等と連携して障がい者の就労定着を目指します。
- 障がい特性に応じた就労支援や、多様な就労機会の確保に努めます。

- 障がい合同就職面接会における内定率やその後の職場定着率の分析を行い、内定率及び定着率の向上のために、就職を希望する障がい者へのマナー講習会や障がい者雇用を積極的に行う企業見学会を開催し、障がい者雇用の推進を行います。

2. 福祉的就労の促進

現状・課題

- 就労継続支援事業所が障がい福祉サービスとして提供している福祉的就労は、働く実感や喜び等、生きがいを得る場として重要な役割を果たしており、福祉的就労における工賃の引上げに向けた取り組みが必要です。
- 障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながるよう、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、受発注の拡大に引き続き取り組むことが重要です。市においては、平成29年度の発注実績は約236万円ありましたが、令和4年度は約84万円に年々減少しており、発注を推進していくことが必要です。
- 市内の福祉的就労は、令和5年4月1日時点で、就労定着支援事業所として2事業所、就労移行支援事業所として3事業所、就労継続支援A型事業所として3事業所、就労継続支援B型事業所として19事業所、地域活動支援センターとして「ちゅうりっぷ」、「さくらんぼハウス」があり、様々な作業訓練が行われています。
- 西条市障がい者就労支援ネットワーク会議において、農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者就労機会を拡大することを目的として「農福連携」の取り組みを進めています。今後も関係機関と情報共有、連携しながら、マッチング並びに課題解決のための側面支援を継続して実施します。

施策展開の方向

- 市が率先して障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。
- 障がい者のニーズにあわせた様々な形態の就労を選択できるよう、必要な情報を提供するとともに、就労継続支援事業所等と連携し、必要な支援に努めます。また、事業所等への研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を支援します。
- 農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会の拡大を目的とした「農福連携」の取り組みについて、県等関係機関と連携して支援に努めます。

第5章 生活支援サービスの充実

1. 相談支援体制の充実

現状・課題

- 障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。様々な障がいに応じた幅広い相談に応じられるよう、相談支援体制を整備するとともに、相談員や事業者等の支援者に対しても育成・研修等の充実を図る必要があります。
障害福祉サービスの利用者に対しては、計画相談支援・障害児相談支援において相談支援専門員が本人の心身の状況、置かれている環境やサービスの利用希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成しています。
- ウイングサポートセンターでは、就学前から就学後の児童生徒を対象とした窓口相談や訪問相談を実施しています。発達障がい等に関する専門教員の配置等、対応の充実に努めています。また、就学相談の要となる教育支援委員会をはじめ、関係機関との情報共有や協力連携に努め、相談体制の充実に努めています
- 市では、西条市社会福祉協議会と社会福祉法人あおい会に障がい者相談支援センター事業（一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者や家族からの相談に対応しており、不安を解決するために、身近に、いつでも気軽に相談できる体制づくりを行っています。
- 障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、本市における相談員の資質向上に努めることも重要です。

施策展開の方向

- 障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関が連携を一層強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。
- 地域で安心して生活するために、身近な相談体制づくりに努めています。また、障がい者の総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」の設置に向けて、市内相談支援事業所と検討を進めます。

2. 在宅生活への支援の充実

現状・課題

- 障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当等の経済的支援に加え、在宅生活を支える様々な福祉サービスが必要となります。また、介護を担う家族の負担の軽減も求められています。市では、「障害者総合支援法」に基づく、「居宅介護等の福祉サービス」、「補装具費の支給」や「日常生活用具の給付」を障がい者の状況に応じて適正に提供し、支援の充実に努めています。
- 障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行うことで、障がい者の生活支援に努めています。
- 障がい者の外出支援については、市では、地域生活支援事業による移動支援事業、各種タクシー利用

助成券の交付事業等を実施し、在宅生活を支援しています。

施策展開の方向

- 「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動介護、重度障がい者等包括支援、同行援護）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付の充実に努めます。
- 障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行い、市単独事業（寝たきり等介護手当、重度身体障害者移動支援、紙おむつ支給事業等）を支給することによって、障がい者の生活支援に努めます。
- 障がい者本人の希望により、安心して外出できるよう、引き続き移動支援事業や各種タクシー利用助成券交付事業等のサービス提供に努めます。

3. 日中活動への支援の充実

現状・課題

- 障がい者の福祉的就労や訓練、作業、交流等を行う日中活動の場として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等があります。このほか、地域における市民の交流の場、学習の場として、「西条市総合福祉センター」や各地域の「福祉センター」、「地域交流センター」等があり、障がい者に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設として機能しています。また、地域活動支援センター（「ちゅうりっぷ」、「さくらんぼハウス」）においては、障がい者の社会参加と創作活動、交流及び訓練の場の確保に努めています。
- 重症心身障がい児（者）の日中活動の場について、重症心身障がい児（者）を対象とした多機能型重症心身障がい児（者）施設「ピッコロ」が令和3年度から開設しており、日中活動の場の受け皿となっています。
- 市内でも共生型サービスを開始した事業所がありますが、障害福祉サービスを利用している人が65歳になった以降も、使い慣れた事業所でサービスを利用できるように、関係機関と連携を図りながら、共生型サービスの体制整備を図っていく必要があります。

施策展開の方向

- 障がい者の状況や要望の的確な把握に努め、意向に沿えるよう、通所型サービスの充実に努めます。
- 日中活動の場の確保に努めるほか、重症心身障がい児（者）の日中活動の場の確保については、県や関係機関と連携・協力して取り組みます。
- 「共生型サービス」については、現在介護保険や障害福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図りながら、介護保険及び障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

4. 居住の場への支援の充実

現状・課題

- 障がい者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や、親なき後の生活の不安を解消するための住まいの場の確保等に向けて取り組んでおり、相談支援専門員もと連携して、障害者支援施設やグループホームへの入所に向けた周知を実施しています。
- 障がい者の地域移行を促進するため、令和3年度にグループホーム移転整備に際して財政的な支援を行っています。国の施設整備補助については、社会福祉法人や NPO 等への情報提供を行っています。
- 市内のグループホームの整備は進みつつありますが、一方で、重度障がいのある人にも対応した住まいや、職員の人材の確保等が課題としてあがっています。

施策展開の方向

- 利用者本人や家族のニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施を積極的に促進します。
- 障がい者の地域生活を促進するため、グループホームの整備・充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行い、設置に向けた財政的な支援を推進します。
- 在宅生活を希望する障がい者が、住居を借りる際の公的保証人制度の在り方の情報収集に努めます。

第6章 生活環境の整備・充実

1. 福祉のまちづくりの推進

現状・課題

○障がい者の自立と社会参加を支援し、だれもが快適で暮らしやすい生活環境を実現するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化等、障がい者に配慮したまちづくりが重要です。

市では、公共空間の整備にあたっては、歩道等の段差解消を実施するなど、可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めています。また、交通量の多い区域においては、カラー舗装や誘導標識の設置等に努めています。

施策展開の方向

○道路や公園、公共建築物等について、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、安全・安心な利用ができるよう、適切な維持管理に努めます。また、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに際し、障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

○市営住宅については、引き続き改修や建替えの際のバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

2. 円滑なコミュニケーションの支援

現状・課題

- 意思疎通支援事業として、聴覚等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。
- 「奉仕員養成研修事業」（地域生活支援事業）として、障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、点訳、朗読、要約筆記及び手話通訳奉仕員の養成講座を西条市社会福祉協議会に委託して開催しています。
- 令和5年度から「西条市コミュニケーション出前講座」を実施しています。手話をはじめとする、聴覚障がい者に対する理解が進むよう努めています。

施策展開の方向

- 生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、広報紙やホームページ等を通じて合理的配慮について啓発を行うとともに、だれもが必要な情報を的確に得られるよう、障がいの種類や特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 西条市コミュニケーション講座を実施し、手話について市民の理解を深めるとともに、手話を普及し、手話通訳者の設置、派遣事業及び要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。また、手話奉仕員の養成等により、手話を使用できる環境を整備します。

3. 生活安全対策の推進

現状・課題

- 障がい者が地域で安全に暮らしていくためには、防災体制の充実は不可欠です。災害等の緊急時に支援が必要な人に対して、速やかに避難・援助が行えるよう、日頃から地域コミュニティ活動の連携強化を図り、防災訓練等を通して要支援者の情報把握に努め、地域の支援体制づくりの強化に取り組む必要があります。
- 大規模災害時において、通常の避難所では生活に支障があり特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者などの要配慮者が、避難生活を送ることができるよう、市内の特別養護老人ホームや障害者支援施設などを運営する17法人(社会福祉法人、医療法人、社会医療法人)と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
- 障がい者が事故や犯罪に巻き込まれたりすることがないように、地域における日ごろの防犯体制の整備を進めることが必要です。
- 市民より市役所各担当課に通報のあった、悪質商法等(詐欺)が疑われる事案について、危機管理課へ報告してもらうようマニュアルを整備しています。警察に情報提供をするとともに、警察からの要請など必要に応じて防災行政無線や安心・安全情報お届けメール、市LINE等で注意喚起を行っています。

施策展開の方向

- 災害等の緊急時において、障がい者の安全を確保できるよう、障がい者に対する防災知識や災害に関する情報提供の充実、避難行動要支援者の情報の集約、避難所の整備、地域住民による見守りネットワーク化の促進等、支援体制づくりを推進します。
- 西条市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、計画を確実に実施できるよう、福祉事業者の協力を仰ぎ、福祉専門職が関わっている優先度の高い要支援者について、市との委託契約に基づき、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者対策を更に推進します。また、避難所については、民間施設との協定等、福祉避難所の確保と災害時における業務の在り方について、今後も協議を進めます。
- 市民の自主防犯活動を支援するとともに、警察・防犯協会等の関係団体との連携を一層強化し、犯罪の少ない安全・安心なまちづくりを推進します。
- 障がい者やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報提供、啓発活動を行います。
- 感染症対策も、障がい者の安全・安心の確保を第一に考え、引き続き障害福祉サービス提供事業所等と連携をして、進めていきます。

第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

1. 学習・スポーツ活動への参加の促進

現状・課題

- 障がい者の生涯学習やスポーツへの参加は、社会参加という視点だけではなく、健康増進と交流の輪を広げ生活を豊かにするうえで重要であるため、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていく必要があります。
- また、障がい者が地域において、生涯学習やスポーツに親しむことができるようにするためには、障がい者のニーズに応じた生涯学習、スポーツに関する取り組みが必要であり、障がいの有無に関わらず、活動できる環境づくりが重要です。
- 障がい者団体が自立更生に向けた県外研修会やスポーツ講習会に参加するにあたり、積極的な支援をしています。また、福祉プールやふれあいの運動会等の開催を支援し、交流と親睦を図っています。さらに、研修機器・スポーツ用具購入に対して、積極的に支援しています。

施策展開の方向

- 地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい特性に配慮した施策展開に努めます。
- 障がい者がより気軽に参加できるようなスポーツ・レクリエーション活動の開催、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動を支援します。また、その活動を支える指導者やボランティアの育成等にも努めます。

2. 団体活動とまちづくり活動の推進

現状・課題

- 障がい者の当事者の会や家族会等の団体が複数あり、各団体の自主的な活動に対する支援を積極的に行っています。団体では様々な活動を展開しており、今後も市民との交流拡大が求められています。一方で、団体の会員数が年々減少傾向にあることや、会員の高齢化が進行していることなどが、今後の課題となっています。
- 障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページに掲載するなど、活動内容の周知・啓発を行っています。
- 市で実施する各種施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進しています。

施策展開の方向

- 障がい者団体やボランティア団体等の諸活動に対する援助をはじめ、これらの団体の育成・支援に努めます。
- 障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページ等に掲載するなど、活動内容の周知・啓発に積極的に協力します。
- 市が実施する各種検討会議や施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進します。

第8章 差別の解消、権利擁護の推進

1. 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状・課題

- 「障害者週間(12月3日～12月9日)」には、障害者週間記念標語優秀作品表彰式典を開催し、障がいと障がい者に対する正しい理解と理解を深めるための啓発活動を行っています。
また、「障害者差別解消法」の施行に併せ、市役所職員の対応要領の策定、関係職員に対する研修を実施しています。
- 令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」では、令和6年4月から事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。事業所においても、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮の取り入れについて、理解を深めるとともに実践していくことが求められます。
- 障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、偏見や差別の解消を推進することがとても重要です。

施策展開の方向

- 障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、国が作成する事例集を用いた周知・啓発活動を推進するとともに、多くの市民が参加する研修・講演会を行うことで、障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めます。
- 市役所職員への障害者差別解消法の研修を引き続き実施し、障がい者に対して適切な配慮、対応ができるよう努めます。

2. 権利擁護の推進

現状・課題

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉課内に設置されている西条市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組みを行っています。
また、相談や通報があった際には、県等と適宜情報共有を行い、連携して対応にあたっています。
- 西条市障がい者自立支援協議会の権利擁護部会において、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図ると共に、その周知・啓発に努めています。
- 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない人にも適切なサービスを提供しています。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図っています。
- 市では、精神障がい者や知的障がい者の権利を擁護することを目的とした、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施しています。
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画の策定と中核機関を設置しました。
今後は、更なる権利擁護の推進に向けて、後見人等の担い手の確保や地域連携ネットワークを強化が必要です。

施策展開の方向

- 西条市障がい者自立支援協議会を中心とする虐待防止ネットワークの強化により、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。
- 障がい者虐待については、養護者や施設従事者が虐待の定義を認識していないために発生するケースや事業所の職員に対する指導・教育不足が背景とみられる通報事例があるため、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めます。
- 福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、各相談支援事業所や社会福祉課内に相談窓口を設置し、県等と連携して解決に努めます。
- 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない人にも適切なサービスを提供します。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図ります。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定した「西条市成年後見制度利用促進基本計画」の内容に則り、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中核機関として、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者等に対し、制度の周知を図るとともに、各関係機関との連携構築の体制に努めます。

第3編

障がい福祉計画

・障がい児福祉計画

第1章 基本指針見直しのポイント

国の基本指針については、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として令和5年5月に改正されました。

基本指針の主な見直しのポイントは、下記のとおりです。

基本指針見直しの主な事項
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 <ul style="list-style-type: none">・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none">・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none">・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 <ul style="list-style-type: none">・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援・地域におけるインクルージョンの推進・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障がい者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none">・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

基本指針見直しの主な事項

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 成果目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の成果目標

項目	数値	市の考え方
【実績】施設入所者数(A)	198人	令和4年度末時点
地域生活への移行者数	4人	(A)のうち令和8年度末までの地域生活への移行者数
	2.0%	
施設入所者の削減数	4人	(A)のうち令和8年度末の施設入所者の削減数
	2.0%	

※本市では、現在入所している障がいのある人の状況や入所待機者の状況を踏まえ、愛媛県の平均地域移行率を基に目標値を設定しています。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数【都道府県目標】
- ・精神病床における1年以上の入院患者数【都道府県目標】
- ・精神病床における早期退院率【都道府県目標】

■市の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数						
保健関係	3人	3人	3人	3人	3人	3人
福祉関係	4人	4人	4人	4人	4人	4人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

3. 地域生活支援の充実

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	数値	市の考え方
【実績】地域生活支援拠点数	0箇所	令和4年度末時点の設置箇所数
地域生活支援拠点数	1箇所	障がい者自立支援協議会や地域の関係機関と連携し、令和8年度末までの設置に向けて検討する
コーディネーターの配置人数	1人	地域生活支援拠点の検討と並行して、相談支援事業所への配置を検討する
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討回数	検証1回 検討2回	拠点設置後に行う
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	整備	障がい者の状況や支援ニーズの把握を進め、関係機関と協議、検討を行い、令和8年度末までの整備に向けて取り組む

4. 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ①一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の成果目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	6人	令和3年度に福祉施設を退所した一般就労者数
一般就労移行者数	9人	令和8年度中の一般就労移行者数

② 就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	2人	令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数

③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数

④ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	5人	令和3年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	6人	令和8年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数

⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	市の考え方
【実績】就労移行支援事業所数	3箇所	令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所数
就労移行支援事業所数	2箇所（5割）	市内3箇所の就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を2箇所とする

⑥就労定着支援事業利用者数

項目	数値	市の考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数	5人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
就労定着支援事業利用者数	7人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数

⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	市の考え方
【実績】 就労定着支援事業所数	2箇所	令和3年度の就労定着支援事業所数
就労定着支援事業所の割合	1箇所（5割）	市内2箇所の就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着率7割以上の事業所を1箇所とする

5. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
- ・ 全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1カ所以上確保

■市の成果目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	2箇所	市内の療育体制の充実・強化を図るため、追加整備を検討する。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）	構築済み	既に構築済みであるため維持継続
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	既に確保済みであるため維持継続
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1箇所	協議の場は設置済み。社会福祉課または保健センターに1人配置

6. 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置（設置については努力義務）
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■市の成果目標

項目	数値	市の考え方
基幹相談支援センターの設置	検討	令和8年度末までに設置に向けて検討する
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回	障がい者自立支援協議会において年間6回実施する
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	20事業所・機関	事例検討への参加事業所・機関数
協議会の専門部会の設置数	4部会	相談支援、就労支援、こども関係等、地域課題の解決に向けた専門部会を設置する
協議会の専門部会の実施回数	22回	専門部会の年間開催数（4部会の合計）

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用						
参加人数	0人	0人	0人	10人	10人	10人
② 障害者自立支援給付支払等システムによる審査結果の共有						
共有体制の有無	無	無	有	有	有	有
共有回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

第3章 障害福祉サービス等の見込みと確保方策

1. 訪問系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護。

■実績の推移と見込み(単位:実人数・延時間/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	実人数	160	179	183	184	192	194	196	198
	延時間	3,110	3,012	3,339	3,122	3,317	3,298	3,332	3,366
重度訪問介護	実人数	1	2	2	2	4	4	4	4
	延時間	457	568	733	937	1,410	1,876	1,876	1,876
同行援護	実人数	27	31	32	33	36	37	38	39
	延時間	656	530	601	670	769	703	722	741
行動援護	実人数	13	10	12	11	11	12	13	14
	延時間	207	103	162	95	82	168	182	196
重度障がい者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	延時間	0	0	0	0	0	0	0	0

■見込みの考え方と確保策

訪問系サービスは、新型コロナ禍の影響で利用時間が減少した年度もありましたが、障がいのある人やその介助者の高齢化の影響もあり、需要が増えることが予想されるため、全体として増加・横ばいで見込んでいます。

障がいのある人が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、サービス提供事業者等と連携して基盤整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用者が適切なサービスを利用できるよう、情報提供を引き続き行います。

2. 日中活動系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援する。
就労継続支援A型（雇用型）	企業就労等が困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援B型（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった人や一定年齢に達している人等を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労定着支援事業	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援。
短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行う。

■実績の推移と見込み(単位:実人数・人日分/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	実人数	294	316	333	346	349	353	357	362
	人日分	5,800	5,923	6,278	6,835	6,331	6,707	6,783	6,878
療養介護	実人数	15	15	14	15	15	15	15	15
自立訓練 (機能訓練)	実人数	1	1	2	1	2	2	2	2
	人日分	1	30	53	38	61	76	76	76
自立訓練 (生活訓練)	実人数	4	2	3	3	3	4	5	6
	人日分	67	46	62	71	53	88	110	132
就労移行支援	実人数	15	18	16	9	12	14	17	18
	人日分	248	249	328	168	179	280	340	360
就労選択支援	実人数							0	1
就労継続支援 A型(雇成型)	実人数	96	94	98	108	114	121	128	135
	人日分	1,882	1,938	1,987	2,188	2,229	2,420	2,560	2,700
就労継続支援 B型(非雇成型)	実人数	281	302	327	355	383	410	440	470
	人日分	4,496	4,943	5,342	5,692	6,027	6,560	7,040	7,520
就労定着支援事業	実人数	3	5	5	5	5	6	6	6
短期入所 (福祉型)	実人数	28	5	40	33	18	37	37	37
	人日分	174	146	160	129	149	178	178	178
短期入所 (医療型)	実人数	6	1	1	11	7	8	8	8
	人日分	31	23	20	26	24	29	29	29

■見込みの考え方と確保策

生活介護、自立訓練、就労移行支援については、実績を踏まえて微増・横ばいで見込んでおり、今後もサービスの充実を図るとともに、提供体制を確保します。

就労継続支援A型・B型については、実績はともに増加傾向にあるため、今後も増加で見込んでいます。一般就労の促進においても、関係機関と連携し、障がいのある人の多様な雇用機会の拡充を図ります。

短期入所については、コロナ禍の影響で減少している年もありましたが、横ばいで見込んでいます。緊急時の預かり先やレスパイトケアとして、身近なところでスムーズに利用できるよう、受け入れ態勢の確保を図ります。

3. 居住系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。
共同生活援助	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助。
自立生活援助	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等。

■実績の推移と見込み(単位:実人数/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
施設入所支援	実人数	202	201	203	201	199	199	199	198
共同生活援助	実人数	71	76	109	113	123	128	133	138
自立生活援助	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0

■見込みの考え方と確保策

施設入所支援は、地域移行を進める観点から減少で見込んでいますが、自宅での生活やグループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、施設入所の利用が必要な障がい者が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員の確保に努めます。

共同生活援助は、実績から増加を見込んでいます。障がいのある人が地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後もニーズの把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。

4. 相談支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が、安心して地域生活を送れるように一人ひとりのニーズに応じたサービスが利用できるよう、ケア計画の策定を行うと共に、継続的に計画の見直し等を行う。
地域移行支援	障害者入所施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保等、必要となる支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行う。

■実績の推移と見込み(単位:実人数/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	実人数	232	240	252	239	230	250	255	260
地域移行支援	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人数	13	13	15	8	6	7	7	7

■見込みの考え方と確保策

計画相談支援は、実績から増加、地域移行支援・地域定着支援はともに、実績から横ばいを見込んでいます。

計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた供給体制の充実が求められます。障がい者の個々の状況に応じた適切な相談支援を行えるよう、人材育成・体制の充実に努めるとともに、家族への支援も含め、関係機関との連携強化を図ります。

また、地域移行支援・地域定着支援については、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために必要な相談支援を受けることができるよう、体制の充実を図るとともに、グループホーム等の居住の場の確保や、地域生活への移行と定着を推進します。

5. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動など）に対して支援します。

(3) 相談支援事業

【障害者相談支援事業】

障がいのある人、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

基幹相談支援センターについては、今後も関係機関と協議、検討を重ねながら設置に向けて取り組みます。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・実件数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談支援事業	実人数	134	239	189	104	180	200	210	220
	実件数	536	972	675	483	442	490	514	539

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を促進するため、市長が行う成年後見制度利用の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成する。

■ 実績の推移と見込み (単位：実人数/年)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	3	6	13	5	4	20	23	25

■ 見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体による研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

(6) 意思疎通支援事業

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するサービス。(設置手話通訳者を市に配置する事業を含む。)

■ 実績の推移と見込み (単位：実人数・延回数/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
設置通訳者	実人数	1	1	1	1	1	1	1	
要約筆記	延回数	2	1	1	1	1	2	2	
手話通訳	延回数	19	14	18	19	19	20	20	

■ 見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。

今後も聴覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービス及び事業の内容

在宅の重度心身障がい者（児）の方に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等、排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、段差の解消等、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

■実績の推移と見込み（単位：延件数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	延件数	6	4	2	11	9	9	9	9
自立生活支援用具	延件数	14	18	8	12	6	15	15	15
在宅療養等支援用具	延件数	15	7	7	6	3	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	延件数	20	18	18	12	39	20	20	20
排せつ管理支援用具	延件数	2,464	2,462	2,398	2,970	3,262	3,300	3,400	3,500
居宅生活動作補助用具	延件数	4	2	3	2	4	3	3	3

■見込みの考え方と確保策

利用実績から増加、横ばいを見込んでいます。

今後も日常生活の便宜を図り、日常生活用具等の給付を推進します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、西条市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する。 個別支援型：個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。

■実績の推移と見込み(単位：実人数・延時間/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援事業	実人数	70	70	69	65	73	75	77	79
	延時間	514	592	557	458	489	634	651	668

■見込みの考え方と確保策

コロナ禍の影響で令和3年度以降の利用実績はやや減少していましたが、コロナ禍以前の利用実績や今後の利用ニーズを踏まえて、増加を見込んでいます。

今後も屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出のために、ガイドヘルパーの派遣や車両での移送を行います。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行っています。本市では、地域活動支援センターを委託して2か所設置しています。

(II) 訪問入浴サービス事業

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行う。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問入浴 サービス事業	実人数	8	5	4	3	3	4	4	4
	延回数	37	34	30	21	17	34	34	34

■ 見込みの考え方と確保策

令和3年度以降は減少傾向にありますが、横ばいを見込んでいます。

今後も外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

第4章 障害児通所支援等の見込みと確保方策

1. 障害児通所支援等

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児等に、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児等に、授業終了後又は夏休み等の休業日中に、通所施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数・人日分／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	実人数	134	142	138	139	140	141	145	149
	人日分	1,025	1,070	1,035	1,209	1,061	1,226	1,261	1,296
放課後等 デイサービス	実人数	185	328	386	404	465	486	509	535
	人日分	1,769	2,465	3,174	3,420	3,798	4,114	4,309	4,529
保育所等 訪問支援	実人数	10	15	16	17	21	22	23	24
	人日分	10	16	16	19	22	25	26	27
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 見込みの考え方と確保策

障害児通所支援は、利用実績が増加しており、今後も引き続きニーズのあるサービスであるため、地域性、専門性を考慮したうえで、必要に応じて広域でも連携しながら、できる限り身近な地域で質の高いサービスを供給できるよう、事業所との連携を促進するとともに、利用者及び家族の状況等を勘案して必要な支給量を確保するように努めます。

また、児童発達支援においては、療育体制の充実・強化を図るために、児童発達支援センターの追加整備を検討します。

2. 相談支援

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に対して、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証を行う。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	実人数	130	159	170	134	134	138	142	146

■ 見込みの考え方と確保策

今後も、障害児通所支援サービスの利用者の増加に伴い、増加傾向を想定し、サービス量を見込みます。

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

3. 医療的ケア児への支援の体制づくり

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためのコーディネーターを配置する。
医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金	日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児者が、災害による停電時においても安定的に電源を確保し、安心した避難を行うため、非常用電源装置等の購入に要する経費に対し補助金を交付する。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	実人数	0	0	0	0	0	0	1	1
医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金	実人数						5	5	5

■見込みの考え方と確保策

医療的ケア児に対するコーディネーターを社会福祉課または保健センターに配置し、医療的ケア児支援のための協議の場を活用しながら、医療的ケア児等の育ちや暮らしの支援に向けて、多職種が協働できる体制づくりを推進します。

また、医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金を令和6年度より開始します。対象者へ制度の周知を行い、医療的ケア児者が安心して生活できる環境の確保に努めます。

第4編 計画推進に向けて

第1章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、障がい者団体の代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所、医療・福祉・教育関係者等で構成される「西条市障がい者自立支援協議会」において、在宅サービス、通所サービス、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換をし、各施策の進捗状況の定期的な把握を図るとともに、計画の着実な推進に努めます。

2. 専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の確保に努めます。とりわけ、障がい者の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士、医療福祉士、訪問介護員等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

3. 行政職員の資質向上

複雑・多様化する施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第2章 計画の点検及び評価

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画における施策の取り組み状況、サービス見込み量や数値目標の達成状況については、「西条市障がい者自立支援協議会」に報告し、検証、評価を受けると共に、計画の達成に必要な施策に対する助言や提言をいただきます。

第5編 資料編